



シティグループ・インク
パークアベニュー399番地
10043ニューヨーク州ニューヨーク市

2012年3月8日

株主各位

シティの年次株主総会は、2012年4月17日（火曜日）午前9時（米中部標準時）より、テキサス州ダラス市ノース・ステモンズ・フリーウェイ2201番地のヒルトン・アナトールにて開催されます。この総会では、同封いたしました議決権代理行使参考書類に記載される各議案を審議いたしますので、事前に十分に目を通しご検討いただきますようお願い申し上げます。

総会会場への入場には、入場券またはシティの株主であることを証明する書面が必要となります。年次総会において議決権を行使できるのは、基準日である2012年2月21日の営業終了時における株主の皆様です。

年次総会にご出席されるか否かに関わらず、株主各位のご意思が反映されるようにするために、同封の委任状にご署名になり日付をご記入の上同封の封筒にてご返送賜るか、または、案内を受け取られた方はインターネット（行使方法は委任状に記載）にて議決権をご行使ください。

同封いたしました議決権代理行使参考書類および2011年度年次報告書は、シティのウェブサイト www.citigroup.com でご覧になれます。「About Citi」をクリックし、次に「Corporate Governance」、さらに「Financial Disclosure」、そして「Annual Reports & Proxy Statements」を開きます。

日本の株主の皆様には、議決権代理行使参考書類につきましては、適用法令および規則に基づき、議決権行使のための判断に必要な事項を当該議決権代理行使参考書類から抜粋して日本語に翻訳して提供させていただいております。2011年度年次報告書につきましては、日本におけるシティのウェブサイト <http://www.citigroup.jp/japanese> において日本語抄訳を掲載しておりますので、そちらも合わせてご覧いただきますようお願い申し上げます。

目次

| | |
|--|----|
| 年次総会について..... | 1 |
| コーポレートガバナンス..... | 5 |
| 一定の取引および関係、報酬委員会の兼任ならびに内部者の関与 | 5 |
| 債務 | 7 |
| 株式所有..... | 8 |
| 第1号議案：取締役の選任の件..... | 10 |
| 候補者の資格 | 10 |
| 候補者の略歴 | 12 |
| 取締役候補者 | 17 |
| 役員の報酬..... | 26 |
| 2011年度抜粋報酬一覧表 | 26 |
| 第2号議案：独立登録会計事務所の選任の承認の件..... | 29 |
| 第3号議案：シティグループ・2009・ストック・インセンティブ・プランの変更 （授権株式数の増加）の承認..... | 31 |
| 第4号議案：シティの2011年度役員報酬を承認する勧告的承認決議..... | 35 |
| 株主提案..... | 37 |
| 今後の株主提案の提出..... | 45 |

*本書は、議決権代理行使参考書類の抄訳です。

年次総会について

誰が私に投票を勧誘しているのですか？

シティの取締役会が2012年度年次株主総会における皆様の投票を勧誘しています。

年次総会はいつ、どこで開催されますか？

年次総会は2012年4月17日（火曜日）午前9時（中部夏時間）より、テキサス州ダラス市ノース・ステモンズ・フリーウェイ2201のヒルトン・アナトールにて開催されます。2012年年次総会会場への道順は原文議決権代理行使参考書類の114ページに記載されています。

なぜニューヨーク市ではなく、ダラス市で年次総会を開くのですか？

シティの取締役会は年次株主総会をテキサス州ダラス市で開催することを決定しました。取締役会がダラスを年次総会の開催地として選んだ理由としては、同地区には多くの当社従業員が勤務し顧客ベースがあること、また非常に多くの株主の方々もこの地域に居住していることが挙げられます。当社の付属定款では、毎年取締役会が年次総会の開催地を決定することを規定しています。当社取締役会は今後の年次総会を、今年のダラス市を皮切りにニューヨーク市と米国内の他地域で交互に行うことを決定しました。したがって、2013年の年次総会はニューヨーク市で開催されます。

何を決議するのですか？

- 取締役の選任（原文議決権代理行使参考書類20ページご参照）
- KPMG LLP（KPMG）をシティの2012年度独立登録会計事務所として選任することの承認（同81ページご参照）
- シティグループ・2009・ストック・インセンティブ・プランの変更（授権株式数の増加）の承認（同83ページご参照）
- シティの2011年度役員報酬についての勧告的承認決議（同102ページご参照）
- 4件の株主提案（同105ページご参照）

議題は株主総会にて配布されます。

私の議決権は何個ですか？

2012年2月21日（基準日）現在にて保有されてい

るシティ普通株式1株につき1個の議決権があります。

株主全員の議決権の総数は？

基準日時点でのシティの発行済普通株式1株につき1個の議決権がありますので、2,930,712,979個となります。なお累積投票制度はありません。

総会の開催に必要とされる議決権の数は？

年次株主総会を遂行するための定足数を満たすためには、議決権の過半数である1,465,356,491株を保有する株主が株主総会に出席するか、または委任状を提出していなければなりません。当社では、総会を開催するために必要な議決権数の出席が得られるか否かをできる限り早く把握するため、株主の皆様が年次総会ご出席を予定されている場合でも、委任状によって投票されるよう強くお勧めしております。委任状によって投票される株主の方々、株主の決議を求めて提出された提案のいずれか、またはすべての投票を棄権した場合でも、株主総会に出席したとみなされます。証券会社が保有し、いずれかの提案について当該株式分を投票する株式は、議決の定足数に含まれます。また、証券会社が一件または複数の提案に対して投票をしない株式に関しても年次総会の議決の定足数に含まれます。

シティのいずれかの種類の議決権付株式の5パーセント以上を単独で保有している株主はいますか？

はい。ブラックロック社およびその子会社（BlackRock）が、2012年2月9日に提出したSchedule 13G Information Statementによれば、ブラックロックはシティの普通株式の5.26パーセントを実質的に保有しています。

詳しくは、原文議決権代理行使参考書類の「株式保有—5パーセントを超える当社普通株式の保有者（Owners of More than 5% of Our Common Stock）」をご参照ください。

委任状用紙記載事項のいずれかに投票しないまま提出した場合、どうなるのでしょうか？

委任状用紙が記入漏れがあるまま署名されて返送された場合には、その株主の方が、取締役会の推奨に従い、委任状用紙に列記された取締役候補者

に賛成し、KPMGについて2012年度の独立登録会計事務所として承認し、シティグループ・2009・ストック・インセンティブ・プランの変更を承認し、シティの2011年度の役員報酬を承認したものとみなされ、その他の提案については反対したものとみなされます。

証券会社は私に代わって、取締役の選任または役員報酬に関して、私の株式について投票することができますか？

できません。証券会社が顧客の株式について投票する場合の規則が変更されたことにご注意ください。証券会社はもはや、取締役の選任または役員報酬（役員報酬に関する勧告的承認決議およびシティグループ・2009・ストック・インセンティブ・プランの変更案を含む）に関しては、顧客から指示を受けていない場合には顧客の株式の議決権を行使する裁量権限を行使できなくなりました。議決権行使が投票集計に反映されるよう、委任状により投票してください。

委任状用紙の返送も年次総会への出席もしない場合に、議決権が行使されることはありますか？

ブローカー名義で保有されている株式の議決権をご自分で行使されない場合は、ご自分の証券会社がニューヨーク証券取引所（NYSE）により一任事項であると判断されている事柄については保有株式の議決権を行使することができます。

一任事項。KPMGの任命は一任事項です。一任事項について実質株主から指示を受けていないNYSE会員の証券会社は、この議案に関して次の

ように議決権を行使することができます：(1)その証券会社がシティの関係会社である場合には、その株式について、他の全株式の個々の議案に対する投票比率と同一の比率で投票することが認められ、また(2)それ以外のNYSE会員の証券会社である場合には、自由裁量にて投票することが認められています。

非一任事項。株主が指示をしなかった場合、証券会社は取締役の選任、シティグループ・2009・ストック・インセンティブ・プランの変更、シティの2011年度の役員報酬に関する勧告的承認決議、および株主提案については株主に代わって投票をすることはできません。一般的に、証券会社の無投票が起こるのは、実質株主からの指示がなければ投票することができない場合で、投票の指示が与えられていない場合です。

銀行や証券会社の名義ではなく直接ご自分の名義で登録されている株式についてご自分が議決権を行使されない場合には、投票はなされません。

シティグループの従業員福利制度を通じて株式を保有していて、投票の指示を与えなかった場合には、私の議決権はどのように行使されるのですか？

シティグループの従業員福利制度またはストック・インセンティブ・プランを通じて普通株式を保有される方がプラン受託者または管理者に投票の指示を与えなかった場合には、かかる保有株式は、法律による特段の要求がない限り、これらの制度を通じて実質的に所有される株式で投票の指示が受理された株式の投票比率と同一の比率で投票されます。

取締役の選任およびその他の提案を採択するために必要な得票数は何票ですか、また私の投票はどのように集計されますか？

以下の図は、株主総会で検討されるべき提案、取締役の選任およびその他の各提案の採択に必要な得票数、投票の集計方法について説明しています。

| 提案 | 投票の選択 | 提案を採択するために必要な得票数 | 棄権の影響 | 「証券会社の無投票」の影響 |
|-----------------------------------|------------------|--|----------|---------------|
| 取締役の選任 | 各候補者への賛成、反対または棄権 | 各取締役候補者への賛成票が反対票を上回った場合、その取締役候補者は選任される | 影響なし | 影響なし |
| KPMGの承認 | 賛成、反対または棄権 | 年次総会に出席し、議決権のある普通株式の株主の過半数の賛成票 | 反対票として扱う | 該当なし |
| シティグループ・2009・ストック・インセンティブ・プランの変更案 | 賛成、反対または棄権 | 年次総会に出席し、議決権のある普通株式の株主の過半数の賛成票 | 反対票として扱う | 影響なし |
| シティの2011年度役員報酬の勧告的承認決議 | 賛成、反対または棄権 | 年次総会に出席し、議決権のある普通株式の株主の過半数の賛成票 | 反対票として扱う | 影響なし |
| 4件の株主提案。 | 賛成、反対または棄権 | 年次総会に出席し、議決権のある普通株式の株主の過半数の賛成票 | 反対票として扱う | 影響なし |

取締役候補者が必要な得票数によって再選されない場合、その取締役は後任が選出され、適格となるまで、あるいはその取締役が早期辞任または解任されるまで在職します。シティの付属定款では、取締役候補者が再選されない場合、当該取締役は、取締役としての職務の辞任を申し出るよう規定しています。取締役会がその申し出を受理しないか、または辞任届の発効日を延期しない限りは、投票日から60日後に辞任が成立します。

シティの2011年度役員報酬についての勧告的承認決議についての投票結果は、上記に記載された投票基準を下回って決議が成立したか否かを問わず、取締役会を拘束するものではありません。勧告的承認決議についての株主の議決を評価する際、取締役会は投票結果をすべて考慮します。

私の投票の秘密は守られますか？

取締役会は、コーポレート・ガバナンスに関するガイドラインの一環として、2006年に秘密投票規則を採択しました。この規則に従い、秘密扱いを希望する登録株主に関して、すべての委任状、投票用紙、および投票集計の秘密が守られます。投

票の秘密扱いを希望される登録株主の方は、委任状用紙の該当欄にチェックを入れるか、または電話もしくはインターネットで投票される場合にはその指示に従ってください。「ブローカー名義」または従業員福利制度もしくはストック・インセンティブ・プランで株式を保有されている場合には、投票はすでに秘密扱いとなっていますので、投票の秘密を守るための秘密扱いを要請する必要はありません。

秘密投票の規則は、委任状争奪戦またはその他敵対的委任状勧誘が発生した場合には適用されません。この規則の詳細につきましては、原文議決権代理行使参考書類に添付されている付属書類A「コーポレート・ガバナンスに関するガイドライン」をご参照ください。

年次総会では他の事項も決議されるのでしょうか？

私どもの知る限りでは、年次総会で他の事項が審議される予定はありません。議決権代理行使参考書類から除外された株主提案が総会で提案された場合は、当該提案は規則に反していることを議長

が宣言して無視されるか、あるいは委任状はその提案に対する反対票として行使されます。年次総会でその他の事項が提起され、適切に提示された場合には、委任状は代理権保有者の裁量に基づいて投票されます。

総会が延期または休止となった場合はどうなるのですか？

委任状は依然として有効であり、延期後または再開後の総会で投票できます。また、投票が行われるまでは、委任状の変更や取り消しも可能です。

年次総会に出席するには入場票が必要なのですか？

必要です。総会の会場に入るには、入場票またはシティの株式を保有していることを証明する書面が必要です。年次総会会場に到着すると、運転免許証などの写真入りの身分証明書の提示を求められる場合があります。

- インターネット上の議決権代理行使参考書類の入手方法についての「通知」を受領された方は、総会会場へ入場するためにその「通知」を持参してください。

- 「通知」は受領せず、議決権代理行使参考書類の印刷物を受領し、ご自身の名義で株式を保有している方は、議決権代理行使参考書類とともに送付される委任状用紙の上半分に印刷された入場票を持参してください。
- 「通知」は受領せず、議決権代理行使参考書類の印刷物を受領し、銀行、証券会社、またはその他の保有者名義で株式を保有している方は、議決権代理行使参考書類に同封されている黄色の入場票を持参してください。
- 議決権代理行使参考書類を電子メールで受領した方が総会会場に入場するには、株式を保有していることの証明が必要になります。銀行または証券会社からの最近の明細書や書簡は、保有者であることの証明の一例です。
- 入場票なしで総会会場に来場された方は、シティの株主であることを私どもが確認できた場合のみご入場いただけます。株式を共同名義で所有されている方は、両所有者とも総会にご出席いただけます。ただし共同所有を証明するものをご提示いただきます。シティでは年次総会に招待者を収容することはできません。特別な介助を必要とされる方はシェアホルダー・リレーションズまでお電話で1-860-291-4262、または電子メールで次のアドレスまでお問い合わせください。shareholderrelations@citi.com

コーポレートガバナンス

<中略>

一定の取引および関係、報酬委員会の兼任ならびに内部者の関与

取締役会は、シティと関係者（取締役および執行役員またはその近親者）が関与する取引を検討、承認および監視する手続を定める方針を導入しています。シティの関係当事者取引に関する方針の写しは、シティのウェブサイト www.citigroup.com でご覧になれます。「About Citi」をクリックし、さらに「Corporate Governance」、そして「Governance Documents」を開きます。この方針の下、指名・統治・広報委員会は、取締役または取締役の近親者が関与するすべての関係当事者取引についての検討および承認に責任を負います。取締役は、当該取締役またはその近親者が関係者である関係当事者取引について、当該関係当事者取引に関するすべての重要な情報を指名・統治・広報委員会に提供すること以外には、当該関係当事者取引に関する協議または承認に参加してはなりません。指名・統治・広報委員会はさらに、執行役員または執行役員の近親者が関与する5,000万ドル超の価値のすべての関係当事者取引について、検討および承認に責任を負います。執行役員または執行役員の近親者が関与する5,000万ドル未満の価値のすべての関係当事者取引については、最高財務責任者、チーフ・リスク・オフィサー、ゼネラル・カウンセル、チーフ・コンプライアンス・オフィサーおよび企業関連部門長から構成される取引検討委員会が、検討および承認に責任を負います。また当該方針には、取締役もしくは執行役員またはその近親者が関与する取引のうち当該方針の下に予め承認されており、したがって指名・統治・広報委員会または取引検討委員会での承認が必要とされない分類の取引のリストが記載されています。

指名・統治・広報委員会および取引検討委員会は、関係当事者取引を審査する際、以下の情報を検討します。

- 取引の条件
- 取引における関係者の利害
- 取引の目的および時期
- シティが取引の当事者であるか否か。またシティが当事者でない場合のシティの取引への関与の仕方
- 資産売却が関与する取引の場合、取得日および取得原価を含む当該資産の概要
- 取引の相手方候補に関する情報
- 取引のおおよそのドル建て価値および当該取引関係者の利害のおおよそのドル建て価値
- 提案された取引を締結する結果として課せられる条件または制限の概要
- 提案された取引の結果として、またはそれに関連して風評リスク問題が発生する潜在的可能性の有無
- 取引に関するその他の関連情報

ビクラム・パンディット氏は、シティフライト（シティグループ子会社）との間で航空機タイムシェアリング契約を締結し、同契約の下、シティの社用機の個人使用分の費用を、シティへの便の増加費用の総額に基づいてシティに払い戻すことになっています。増加費用の総額は、全国的に認められている独立のサービス会社によって開発された1時間当たりのフライト料金の計算方法に基づいて算出されています。取締役会は2011年に、シティの贅沢品経費方針に基づく払い戻しを条件として、パンディット氏と彼の直近の家族（パンディット氏が同伴している場合）に対し、安全上の理由から、個人的な旅行に社用機を使用することを義務付けることを決定しました。パンディット氏は2011年度中の社用機の個人使用に関してシティに97,916.58ドルを払い戻しました。

シティは2007年4月に、ビクラム・パンディット氏とジョン・ヘイブズ氏により共同設立されたヘッジファンド会社であるオールド・レーン・パートナーズ・エルピー（以下「オールド・レーン」といいます。）の発行済パートナーシップ持分の100パーセントを買い取る契約を締結しました。このファンドに対しては、ビクラム・パンディット氏、ジョン・ヘイブズ氏およびブライアン・リーチ氏の各氏が持分を保有していました。2007年のオールド・レーン買収時にオールド・レーンの前所有者に対して支払われた購入代金の相当部分は、当該取引の完了から4年後にあたる2011年7月までは、オールド・レーン・ファンドに引き続き投資することが要求されました。これに従い、ビクラム・パンディット氏およびジョン・ヘイブズ氏の両人の名義で100,273,630ドル（この相当部分は2011年7月まで没収対象）が、またブライアン・リーチ氏の名義で10,862,222ドルが、オールド・レーン・ファンドに投資されました。2008年6月、シティは、オールド・レーン・ファンドの实质上すべての資産を購入し、オールド・レーン・ファンドの实质上すべての投資家の持分を償還しました。投資家の持分の償還に関連して、オールド・レーンの前所有者が行ったオールド・レーン・ファンドへの投資の一部について分配が行われ、パンディット氏およびヘイブズ氏にはそれぞれ79,706,630ドル、リーチ氏には8,634,283ドルが支払われました。この分配金は、2011年7月に終了する期間の残余期間にわたり、シティ・プライベート・バンクの口座に投資されることが義務付けられました。2011年7月以来これらの資金はいかなる規制の対象にもなっていません。

関係当事者取引に関するシティの方針に従い、指名・統治・広報委員会は2011年12月14日、シティの取締役を務めるロバート・L・ジョス氏とのコンサルティング契約の更新を承認しました。この契約に従い、ジョス氏は2012年度中、シティ、その子会社および関連会社にコンサルティング・サービスを提供し、四半期ごとの後払いで350,000ドルの支払いを受けます。

シティは、従業員が投資するファンドを設立しています。さらに、特定の取締役および執行役員は随時、シティの子会社により設定されているファンドに、各自の個人の資金を直接的に投資するか、または自らが受託者として行動する資金を投資させています。かかる投資は、当社の取締役、執行役員、または従業員ではない他の外部投資家の当該ファンドへの投資の条件と同一の条件で行われています。執行役員は、「適用除外」に基づく一定の投資以外には、サーベンス・アンド・オクスレー法およびシティのコーポレート・ガバナンスに関するガイドラインに準じて、一定の状況においてのみ、かつ適切な委員会の承認が得られた場合のみ、シティが支援する一定の投資機会において、投資を実行することができます。

シティは、2011年度に、通常の業務過程において、当社の取締役が役員または取締役を務める特定の組織に対して、投資銀行業務、金融アドバイザー、およびその他のサービス業務を提供しました。また、シティは通常の業務過程において、当該組織が参加できる投資機会を支援することがあります。さらに、シティは、通常の業務過程において、当社の取締役の一部が役員または取締役を務める組織の商品またはサービスを利用することがあります。

原文議決権代理行使参考書類44ページに記載した者が現在の人事・報酬委員会の全構成員です。また、アンドリュー・レヴェリス氏およびアンソニー・サントメロ氏が2011年の人事・報酬委員会の構成員を務めました。2011年度中には、人事・報酬委員会の在任中または元の構成員はいずれも、SEC規則の下に定められる「報酬委員会の相互兼任」規定に抵触しませんでした。さらに、当社の執行役員はいずれも、「報酬委員会の相互兼任」に該当するような別の事業体の取締役または報酬委員会の構成員を務めませんでした。同委員会の構成員はいずれも、シティとの取引に重大な利害を有しておらず、また、現在または過去においてシティの役員を務めていません。また同委員会の構成員はいずれもシティのまたはその子会社の現従業員ではありません。

一部の執行役員には、シティまたはその子会社に雇用されている近親者がいます。かかる近親者の報酬は、同等の資格および責任を有し、同様の役職に就く従業員に適用されるシティの雇用および報酬の慣行に準じて、シティによって定められています。執行役員はいずれも、当該従業員の雇用関係について重大な利害を有しておらず、またいずれも当該従業員と生計を共にしていません。執行役員であるマニュエル・メディナーモラ氏の成人の子の成人の配偶者は、シティのインスティテューショナル・クライアント・グループに雇用されており、2011年度には169,601ドルの報酬を受け取りました。取締役候補のハマー

氏の成人の子はシティのインスティテューショナル・クライアント・グループに雇用されており、2011年度には422,500ドルの報酬を受け取りました。ハマー氏の成人の子は2010年以来シティに雇用されており、その雇用はハマー氏の身元確認およびそれに伴うシティの取締役候補者としての指名に先立つもので今回の指名とは無関係です。当該2名の従業員はシティの約266,000名の従業員の一人です。

債務

執行役員に対するマージンローンは、「適用除外」に基づく特定のマージンローンを除き、サーベンス・アンド・オクスレー法およびシティのコーポレート・ガバナンスに関するガイドラインに準じて、当該執行役員がシティの証券ブローカー・ディーラー子会社の従業員であり、かつ当該ローンが通常の業務過程においてなされたものでない限り、いっさい禁止されています。

2011年度中には、ローン、預金およびクレジットカードが関与する一定の取引、コマーシャル・ペーパー、預金証書およびその他の短期金融資産の売却、ならびにその他一定の銀行取引が、シティバンクおよびシティの他の銀行業子会社を一方の当事者とし、シティの特定の取締役もしくは執行役員、その近親者、これらのいずれかが執行役員もしくはパートナーを務めるか、いずれかのクラスの証券の10パーセント以上の持分の実質所有者である法人もしくは組織、または取締役、執行役員、もしくはその近親者の関係者を他方の当事者として、両当事者間で行われました。当該取引は、通常の業務過程において、貸付人とは無関係の他の者との同等の取引に関してその時点で一般的に提供されているものと実質的に同一の条件（利率および担保条件など）で行われたものであり、通常の回収リスクを上回るリスクを伴うことも、その他の不利な条件を呈することもありませんでした。取締役、執行役員または経営執行委員会の構成員への個人的な貸付は、サーベンス・アンド・オクスレー法、レギュレーションOおよびシティのコーポレート・ガバナンスに関するガイドラインを遵守し、通常の業務過程において行われなければなりません。

シティグループ・キャピタル・パートナーズIIエルピーは2006年に設立されました。シティグループ・ベンチャー・キャピタル・インターナショナル・グロース・パートナーシップ（エンployee）IIエルピーは2007年に設立されました。両社は直接的に、またはマスター・ファンドを通してプライベートエクイティへの投資を行います。シティは、各従業員が投資した1ドルにつき2ドルを上乗せし、1百万ドルの上限までの条件で従業員が投資した各ファンド、つまりフィーダー・ファンドに拠出します。シティによる拠出は、当該従業員が投資したファンドへの貸付として行われます。各従業員は、権利確定を条件とし、シティからの貸付に起因するファンドの価値の増加分（ファンドが支払った貸付金の利息差引き後）と当該従業員自身の投資に起因するファンドの価値の増加分を合わせた金額の給付を受領します。

ファンドの目論見書によれば、執行役員は借入ベースでファンドに参加する資格はありません。当該ファンドの一つから借入をしている従業員が後に執行役員に任命された場合、当該従業員はその借入残高とそれに伴う利息を返済することが求められます。従業員に提供される借入金の条件は次の通りです。当該貸付の半額については保証を通じた従業員に対するフルリコース・ローンですが、残りの半額については従業員に対するノンリコース・ローンです。ファンドは、従業員に対して分配（納税額配分を除きます。）を行う前に、シティに対して貸付金の利息の支払いおよび貸付金の返済を行うための分配を行います。

当該貸付にかかる利息は、四半期毎で発生し、シティによって各四半期の第1営業日現在にて適宜算定され、(i)3ヶ月物ロンドン銀行間取引金利（LIBOR）に75ベース・ポイントを加算した利率（シティにより決定されます。）、または(ii)1986年内国歳入法（改正を含みます。）（IRC）第1274条(d)項に準じて算定される連邦適正短期金利（シティにより決定されます。）のいずれか高い方に等しい利率となります。

<後略>

株式所有

<中略>

下表は、2012年2月21日時点で当社の取締役、取締役候補および特定の執行役員が実質的に保有しているシティ普通株式の一覧です。

| 氏名 | 役職 | オプションを除き実質所有する普通株式 | 基準日から60日以内に行使可能なストック・オプション | 実質所有する普通株式総数 |
|----------------------------|---|-----------------------|----------------------------|--------------|
| アラン・J・P・ベルダ | 取締役 | 28,629 | 2,668 | 31,297 |
| ティモシー・C・コリンズ | 取締役 | 7,900 | — | 7,900 |
| ジョン・C・ガスバック | 最高財務責任者 | 264,611 | 49,995 | 314,606 |
| ジョン・P・ヘイブンズ | 社長兼最高業務責任者 インスティテューショナル・クライアント・グループ 最高経営責任者 | 457,184 | 112,422 | 569,606 |
| フランツ・B・ハマー | 取締役候補者 | — | — | — |
| ロバート・L・ジョス | 取締役 | 16,382 | — | 16,382 |
| ブライアン・リーチ | 最高リスク管理責任者 | 357,222 | 80,503 | 437,725 |
| マヌエル・メディナーモラ | グローバル個人金融部門最高 経営責任者兼メキシコおよび ラテンアメリカ会長 | 956,333 | 134,246 | 1,090,579 |
| マイケル・E・オニール | 取締役 | 24,159 | — | 24,159 |
| ビクラム・S・パンディット | 最高経営責任者兼取締役 | 581,578 | 300,000 | 881,578 |
| リチャード・D・パーソンズ | 取締役会会長 | 34,910 | — | 34,910 |
| ローレンス・R・リッチャ ルディ | 取締役 | 15,798 | — | 15,798 |
| ジュディス・ルーディン | 取締役 | 19,693 | 2,668 | 22,361 |
| ロバート・L・ライアン | 取締役 | 17,457 | — | 17,457 |
| アンソニー・M・サントメロ | 取締役 | 20,145 | — | 20,145 |
| ジョーン・E・スペロ | 取締役候補者 | — | — | — |
| ダイアナ・L・テイラー | 取締役 | 13,809 | — | 13,809 |
| ウィリアム・S・トンプソン・ ジュニア | 取締役 | 48,500 ⁽¹⁾ | — | 48,500 |
| エルネスト・セディージョ・ ポンセ・デ・レオン | 取締役 | 10,834 | — | 10,834 |
| 取締役、取締役候補者および執行役員（全26名）の合計 | | 4,515,438 | 968,784 | 5,484,222 |

⁽¹⁾ シティグループ・インクの有形配当強化型普通株式4,900ユニットの所有を通じ、2012年2月21日時点でトンプソン氏が取得する権利を有する普通株式15,568株を含みます。

2012年2月21日現在、取締役、取締役候補者または執行役員はいずれも、シティの普通株式の1パーセント以上を保有していません。

2012年2月21日現在、取締役、取締役候補者および執行役員全員が、実質的に保有する株式数の合計はシティの普通株式の約0.19パーセントです。

前記の表に示された株式については、全株式がSEC規則の下に実質的に保有されるとみなされ、一部は取締役または執行役員によって直接保有されていない可能性があります。下表は、取締役または執行役員が間接的に保有する様々な形態の株式の詳細一覧です。間接保有される株式には、以下が含まれます。

- 一定の繰延報酬制度の下で受領が繰り延べられている株式
- 家族または信託と共有している株式、家族により保有される株式、取締役または執行役員が受託者であるが受益権者ではない信託により保有される株式、または資産を実質的に全部シティの株式に投資するミューチュアルファンドにより保有される株式
- 取締役または執行役員が直接的または間接的な議決権を有するものの処分権を有しない株式
- 取締役または執行役員が直接的または間接的な議決権を有するもの下記の表に示すとおり処分権は制限の対象とされる株式：

| 取締役／役員 | 役職 | 受領が繰り延べられている株式 | 家族、信託、もしくはミューチュアルファンドで保有、またはそれらと共有している株式 | 処分権の制限対象とされている制限株式または繰延株式 |
|-----------------------------------|----|----------------|--|---------------------------|
| アラン・J・P・ベルダ | | 28,131 | — | — |
| ティモシー・C・コリンズ | | 7,900 | — | — |
| ジョン・C・ガスパック | | — | — | 163,231 |
| ジョン・P・ヘイブズ | | — | — | 388,661 |
| フランツ・B・ハマー | | — | — | — |
| ロバート・L・ジョス | | 7,900 | 1,700 | — |
| ブライアン・リーチ | | — | — | 276,842 |
| マニュエル・メディナーモラ | | — | — | 349,271 |
| マイケル・E・オニール | | 24,161 | — | — |
| ビクラム・S・パンディット | | — | 195,017 | 371,678 |
| リチャード・D・パーソンズ | | 29,131 | — | — |
| ローレンス・R・リッチャルディ | | 7,903 | — | — |
| ジュディス・ルーディン | | 19,659 | 36 | — |
| ロバート・L・ライアン | | 15,946 | — | — |
| アンソニー・M・サントメロ | | 20,145 | — | — |
| ジョーン・E・スペロ | | — | — | — |
| ダイアナ・L・テイラー | | 12,173 | — | — |
| ウィリアム・S・トンプソン・ジュニア | | 7,903 | 25,030 | — |
| エルネスト・セディージョ・ポンセ・デ・レオン | | 10,834 | — | — |
| 取締役、取締役候補者および執行役員（全26名）の合計 | | 191,786 | 324,124 | 2,594,396 |

第1号議案：取締役の選任の件

取締役会は現在の取締役全員につき、2011年度年次総会において、取締役候補の再選に立候補しないアラン・J・P・ベルダ氏、ティモシー・C・コリンズ氏ならびにリチャード・D・パーソンズ氏を除くすべての取締役候補者の再任を求めて取締役候補者に指名しました。加えて、取締役会はフランツ・B・ハマー氏ならびにジョーン・E・スペロ氏を2012年度年次総会において取締役会への選任を求めて取締役候補者に指名しました。取締役は、72歳に達した後は、再任を求める資格がありません。ハマー氏およびスペロ氏は、各人ともコーン・フェリー・インターナショナルにより取締役候補者として推薦されました。

取締役の資格

取締役候補者は各自、シティの戦略を承認し指導し、経営陣によるその戦略的ビジョンの実行を監督できる資格と経験を有しています。シティの取締役会は、シティが事業を行う複雑な金融および規制環境において、リスクを低減し事業を行い、その持続的成長および収益性に向けたシティの取り組みを監視するために必要な技能、経験および経歴を備えた者から構成されます。

以下に記載されている候補者は、それぞれの知的洞察力および分析力、戦略的ビジョン、共に働く者を先導し刺激する能力、そして何十年にもわたり傑出した功績を残してきた実績ゆえに、実業界、金融業界および学術界における主導者となっています。候補者はそれぞれ、困難な質問を提起し、シティの独自の課題を理解し、経営陣から提案された戦略およびその実践を評価することができる能力と意欲を1つの理由として、取締役候補者として選出されました。

候補者はそれぞれ、長年にわたり専門家としての公正性を示してきた実績、自らの専門分野およびコミュニティへの献身、十分な準備で会議に臨む姿勢や任務遂行に必要な時間と努力を費やす意欲などの高水準の労働倫理、従業員全員に平等な職場環境を維持する能力、洗練されたグローバル企業の取締役を務めた過去の経験を持ち合わせています。

取締役会の構成を評価するにあたり、指名・統治・広報委員会は、シティのコーポレート・ガバナンスに関するガイドラインに定める資格を有するのみならず、米国ならびに世界100ヶ国を超える国々で法人および個人を対象に事業を営み、厳格な規制の対象とされる金融サービス会社としてのシティの独自のニーズを満たす上で必要とされる技能、経験および能力をも備えている個人を発掘し採用することを目指しています。指名・統治・広報委員会は、シティの取締役が上記の資格に加えて以下の分野における専門的知識と経験を備えていることが、シティの適正な営業活動と成功にとってきわめて重要であると判断しています。

- **国際事業：**幅広く国際的に事業を展開する企業であるシティの取締役会は、国際事業または政府での経験を有する取締役の見解を高く評価しています。シティが米国外の市場において存在を示すことは、それによって世界中を活動の対象にする米国および外国の法人顧客および個人顧客へのサービス提供が可能になることから、シティにとって重要な競争上の強みとなります。国際事業の経験を有する取締役は、シティが事業を営む、または営もうとする国々における事業上、政治上および規制上の環境を理解し、その中を成功裡に進行することによってシティの取締役会および経営陣を支援することで、自らの事業取引を通じて培った経験および関係を活用することができます。
- **金融サービス業界：**シティは、各事業部門が個人顧客および法人顧客に広範囲にわたる金融サービスを提供する多角的銀行業を営むグローバル企業であり、したがって金融サービスにおいて豊富な経験を有する者がシティの取締役会の構成員であることがきわめて重要です。シティは、取締役会の金融サービス面での力を強化するために、2009年1月21日、強力かつ実証済みの金融・銀行業の専門的知識を備えた経験豊富な業界リーダーに取締役就任を要請することを発表しました。シティはこれを実現し、取締役候補者には金融機関での経験が豊富な者が多数含まれています。

- **リスク管理**：リスク管理は、複合的なグローバル金融サービス企業のきわめて重要な機能であり、リスク管理を適正に監督するには、高いリスク管理の技能と経験を備えている取締役会の構成員が必要とされます。取締役は、信用リスク、市場リスク、その他特定のリスクの管理に用いられる重要なポリシー、手続き、および実務慣行を含めた当社のリスク管理の枠組みを監督し、リスク軽減に関する経営陣からの提案を検討します。シティの取締役会は、シティがリスクの適切な識別、測定、監視、報告、分析および管理または軽減を徹底する取り組みにおいてシティを支援できるようリスクに関する専門的知識を持つ構成員を含めなければなりません。
- **規制遵守**：シティおよびシティの子会社は、連邦準備制度理事会、通貨監督局、連邦預金保険公社、貯蓄監督局、消費者金融保護局、州の銀行局および保険局ならびに国際的な金融サービス当局を含め、国内および海外を問わず、多数の規制機関による規制および監督の下にあります。シティの多数の規制要件の継続的な遵守および規制当局との継続的で生産的な関係を徹底するためには、規制当局での勤務経験、規制当局との交渉経験、または広範囲にわたる規制の対象とされた企業の経営経験を有する取締役を擁することが重要です。
- **消費者業務**：2億を超える口座を維持するシティは、リテール・バンキング、クレジットカード、消費者金融、不動産融資、個人向けローン、投資サービス、自動車ローン、中小企業向けコマーシャル・バンキング、およびその他の金融サービスの各事業に関連して、個人顧客にサービスを提供しています。シティは、国内および世界中の個人顧客を獲得しサービスを提供するためのビジネスモデルと戦略を評価する上でシティに貢献できる幅広い消費者業務経験を有する取締役に期待しています。
- **法人業務**：シティは、合併、買収、財務再編、貸出、外国為替、キャッシュ・マネジメント、株式の引受けおよび分配ならびに債務およびデリバティブ・サービスなどの戦略および財務に関するアドバイザー業務；トレジャリーおよびトレードのソリューションならびに証券およびファンドのサービスを含むグローバル取引サービス；ならびに、オルタナティブ資産運用プラットフォームを含む多種多様のサービスを、法人顧客に提供しています。広範かつ複雑な法人業務が存在するシティでは、取締役会の構成員がこれらの業務系統における経営陣の行動を指導する上で必要とされる深い理解と経験を備えていることが、非常に重要となります。
- **企業関連**：シティの評判は、顧客との間に信頼を構築するための必要不可欠な資産です。シティは会社としての価値観、企業の社会的責任および社会貢献の両分野における功績、ならびに私たちが住み働くコミュニティを改善するための取り組みを、株主および顧客に伝達するためにあらゆる努力を尽くします。企業関連、社会貢献、コミュニケーションおよび企業の社会的責任の分野に経験を有する取締役会の構成員は、重要な公的問題に関係するシティの方針およびプログラムの検討、ならびにシティの評判に影響を及ぼす外部ステークホルダーとの関係および問題の検討により、経営陣を支援します。
- **財務報告**：シティの財務報告に関する内部統制は、シティの財務報告および財務諸表が一般に公正妥当と認められる会計原則に準じて作成されることを徹底するよう策定されています。取締役会およびその委員会は、当社の財務諸表の作成にはその責任を負わないものの、株主の承認を条件とする社外の独立監査人の選定を含め、監督責任を負います。取締役会は、財務諸表作成の直接的経験もしくは監督経験ならびに金融および会計の専門知識を備えた構成員を含めなければなりません。
- **報酬**：シティの人事・報酬委員会は、最高経営責任者の報酬を決定する責任、ならびに執行役員、上級経営陣の他の構成員および高額報酬を得ている特定の従業員の報酬体系を承認する責任を負います。報酬に関する責任を適切に履行するためには、シティの取締役会は、上級執行役員の報酬体系の評価の経験を有する構成員を含めなければなりません。当該構成員は、活用され得る様々な報酬の形態、および各種報酬の目的を理解し、また執行役員を動機づけ、執行役員に報酬を与え、業績を牽引するため、それと同時に不当なリスクや単なる短期的目標を思い止まらせるために、様々な報酬の要素を活用する方法を理解しなければなりません。

- **コーポレート・ガバナンス**：シティは最高水準のコーポレート・ガバナンスと倫理的行動を目指しています。すなわち言動を一致させること、正確性と透明性をもって業績を報告すること、ならびに、当社の事業に適用される法律、規制および規則の遵守を維持することを目指します。取締役会は、当社に適用されるコーポレート・ガバナンスに関するガイドラインの採択ならびに当社のコーポレート・ガバナンスのポリシーおよび当該ガイドラインの遵守の監視を含め、コーポレート・ガバナンスのポリシーおよび慣行を形成することの責任を担います。これらの責任を履行するためには、シティの取締役会は、ガバナンス問題、当該問題に最も利害を有する関係者、およびガバナンスポリシーが企業の機能に及ぼす影響に精通しているコーポレート・ガバナンス分野の経験が豊富な主導者を含めなければなりません。
- **法的事項**：上記の規制当局による監督に加えて、シティは、無数の法および規制の対象とされ、多数の訴訟案件および規制当局による法的手続きの当事者となっています。シティの取締役会は、適用要件の遵守に関して重要な監視機能を有し、訴訟手続きの進行を監視し、重要な和解を評価します。シティの取締役会は、業規制の遵守ならびに複雑な訴訟および訴訟戦略において経験ある構成員を含めなければなりません。

候補者の略歴：

シティの取締役候補者の多くは、他の大手国際企業の現役もしくは元の最高経営責任者もしくは会長であるか、または大規模で複合的な学術機関、政府機関、慈善団体、もしくはそれらの部門を運営した経験を有しています。したがって、取締役候補者は、シティの適正な営業および成功にきわめて重要な多数の分野における深い理解と豊富な経験を兼ね備えています。取締役会は、当社の分析目的において、大企業または大規模かつ複合的な機関の最高経営責任者または会長を務めた経験を有する候補者は、財務諸表の作成、報酬の決定、規制遵守（当該事業が規制の対象である、または対象であった場合）、コーポレート・ガバナンス、広報・渉外および法務において経験を豊富に積んでいる、と判断しています。下記は、取締役候補者がシティの取締役にきわめてふさわしいとの指名・統制・広報委員会の結論を裏付ける、各候補者の特定の技能、資格、および経験に焦点を当てた略歴です。各候補者のより正式かつ完全な経歴は17ページから記載されています。

フランツ・B・ハマー

ハマー氏は経験豊富なエグゼクティブであり、同氏の国際事業、消費者業務、財務報告、報酬、規制遵守、コーポレート・ガバナンスの各分野における広範な経験により、取締役候補者として指名されました。ハマー氏はロシュ・ホールディングの最高経営責任者兼会長や同社におけるその他の要職、グラクソ・スミスクライン・ピー・エル・シーおよびシェリング・プラウの執行役員、ディアジオ・ピー・エル・シーの会長などの役職の歴任を通じ、国際事業、消費者業務、報酬、規制遵守、財務報告、コーポレート・ガバナンスにおいて豊富な経験を培いました。欧米の厳格に規制された業界において大規模かつ複雑な大手企業を長年統率してきた経験から、主要なグローバル市場における事業戦略の実施に関する見識、規制遵守に関する助言のほか、重要なフランチャイズやブランドの開発および拡張のための戦略的な指針を提供することができます。さらにアリアンツの国際評議会委員、欧州実業家円卓会議（ERT）委員、複数の慈善団体の一員として、国際事業および消費者業務、広報・渉外について重要な見解を提供することもできます。17ページのハマー氏のより詳細にわたる経歴をご参照ください。

ロバート・L・ジョス

ジョス博士は、経験豊富な金融サービス業界のエグゼクティブであり、学界の権威でもあります。同氏は、国際事業、金融サービス、財務報告、報酬、法人・消費者業務、リスク管理、コーポレート・ガバナンスの各分野における広範な経験により、取締役候補者として指名されました。同氏は、オーストラリアおよびニュージーランドの最大手銀行組織の一社であるウェストパック・バンキング・コーポレーション・リミテッドの最高経営責任者兼マネージング・ディレクターおよびウェルズ・ファースト・アンド・カンパニーでの副会長を含む執行役員としての経験、ならびにスタンフォード大学経営大学院での10年間にわたるフィリップ・H・ナイト教授および名誉学長としての任務、およびそれ以前の米国財務省経済政策担当副次官補としての任務を通じて、金融サービス、財務報告、報酬、法人・消費者業務、リスク管理、コーポレート・ガバナンスの各分野における幅広い経験と専門知識を得ています。信用委員会の委員長、

監査委員会、法令遵守委員会、指名・統治委員会、財務委員会の委員としてのこれまでのウェストパック、上海商業銀行、ウェルズ・ファーゴにおける各社取締役会での任務、またサリー・メイでの任務、ならびに現在のベクトル・グループ・インク取締役会での任務を通じて、国際事業、金融サービス、報酬、財務報告、コーポレート・ガバナンス、リスク管理の理解を深めています。18ページのより詳細にわたるジョス氏の経歴をご参照ください。

マイケル・E・オニール

オニール氏は、経験豊富な金融サービス業界のエグゼクティブです。同氏は、金融サービス、国際事業、法人・消費者業務、規制遵守、リスク管理、財務報告の各分野における広範な経験により、取締役候補者として指名されました。同氏は、バンク・オブ・ハワイの元会長兼最高経営責任者、バンク・オブ・アメリカの副会長兼最高財務責任者、コンチネンタル・バンクの最高財務責任者として、金融サービス、国際事業、法人・消費者業務、規制遵守、リスク管理、財務報告の各分野において広範囲に及ぶ経験と専門知識を得ました。バンク・オブ・ハワイは、同氏の指揮の下、3年間の戦略的方向転換に成功し、リスク管理手続きを徹底的に見直しました。バンク・オブ・ハワイ在職中には連邦準備制度理事会諮問委員会の地区委員も務め、規制遵守に関する専門知識をさらに深めています。また、コンチネンタル・バンク在職中および独立ファイナンシャル・コンサルタントとして活動中に、広範囲にわたる国際金融サービスを経験しました。18ページのより詳細にわたるオニール氏の経歴をご参照ください。

ビクラム・S・パンディット

パンディット氏は、経験豊富な金融サービス業界のエグゼクティブであり、ファイナンスの専門家です。同氏は、金融サービス、リスク管理、財務報告、国際事業、法人・消費者業務、規制遵守、広報・渉外の各分野における広範な経験および専門知識により、取締役候補者として指名されました。シティグループ・インクの最高経営責任者としての現在の任務、ならびにシティのインスティテューショナル・クライアント・グループの会長兼最高経営責任者、シティ・オルタナティブ・インベストメンツの会長兼最高経営責任者、オールド・レーン・パートナーズ・エルピーの設立メンバー、モルガン・スタンレーの法人向け証券業・投資銀行部門の社長兼最高業務責任者としての過去の任務を通じて、広範囲にわたる金融サービス、財務報告、法人業務、リスク管理の経験を積んでいます。シティの最高経営責任者に指名された際は、シティの独立リスク管理機能の再構築を重視しました。また、シティの最高経営責任者として、規制遵守問題ならびに消費者・法人業務に関して幅広い経験を積んでいます。19ページのより詳細にわたるパンディット氏の経歴をご参照ください。

ローレンス・R・リッチャルディ

リッチャルディ氏は、経験豊富なエグゼクティブであり、金融サービス、リスク管理、財務報告、国際事業、消費者業務、コーポレート・ガバナンス、法務の各分野における広範な経験により、取締役候補者として指名されました。同氏は、国際的な消費財企業およびテクノロジー企業における上級経営陣ならびに法務および財務の上級役員職を含む、執行役員としての経験に基づき、法律と業務が相互作用する分野に対する独特な洞察力を備えています。また、IBMの最高財務責任者兼シニア・ヴァイス・プレジデント兼ゼネラル・カウンセル、RJRナビスコの社長兼ゼネラル・カウンセルとしての任務、ならびにシティ、ロイヤル・ダッチ・シェル、およびリーダーズ・ダイジェストの監査委員会委員長としての経験から、財務報告、リスク管理、法務において幅広い経験を有しています。IBMコーポレーションのシニア・ヴァイス・プレジデント兼会長付顧問、およびRJRナビスコ・インクの社長兼共同会長兼最高経営責任者としての任務においては、国際事業および消費者業務について重要な経験を積んでいます。また、リーダーズ・ダイジェストの主席独立取締役として、さらにIBMおよびRJRナビスコでの主導的役割を通して、コーポレート・ガバナンスの幅広い経験をえました。IBM在職中には、IBMを今日の競争力ある市場リーダーへと変容、復活させた同社経営陣において主要な役割を果たしました。20ページのより詳細にわたるリッチャルディ氏の経歴をご参照ください。

ジュディス・ルーディン

ルーディン博士は、非営利セクターの経験豊富なリーダーであり、広報・渉外、コーポレート・ガバナンス、報酬、財務報告、リスク管理、法務の各分野における技能および経験により、取締役候補者として指

名されました。現在のロックフェラー財団理事長としての任務、および1994年から2004年退任時までのペンシルベニア大学の学長および1992年から1994年までのエール大学の学長としての以前の任務、ならびにシティの監査・リスク管理委員会での過去の任務、およびコムキャスト監査委員会での任務を通じて、広報・渉外、財務報告、リスク管理、法務の各分野において広範囲に及ぶ経験を有しています。さらに、フィラデルフィア市最大の民間雇用者であるペンシルベニア大学の学長、エイムアール・コーポレーションおよびコムキャスト・コーポレーションの報酬委員会の委員、さらにコムキャスト・コーポレーション、エイムアール・コーポレーション、およびエトナ・インクの取締役としても、報酬事項について幅広い経験をえました。さらに、ワールド・トレード・メモリアル財団の理事、カーネギー・ホールの理事、ブルッキングス研究所の名誉理事、外交問題評議会の評議員、米国医学研究所の研究員、ニューヨーク市経済機会委員会の委員としての任務により、広報・渉外問題の理解を深めています。20ページのより詳細にわたるルーディン氏の経歴をご参照ください。

ロバート・L・ライアン

ライアン氏は、経験豊富な金融業界のエグゼクティブであり、財務報告、リスク管理、広報・渉外の各分野における広範な技能および経験により、取締役候補者として指名されました。同氏は、メドトロニックのシニア・ヴァイス・プレジデント兼最高財務責任者（1993年から2005年まで）として、またユニオン・テキサス・ペトロリアム・コーポレーションの財務担当ヴァイス・プレジデント兼最高財務責任者（1984年から1993年）、コントローラー（1983年から1984年）、トレジャラー（1982年から1983年）としての任務を通じて、ならびにシティの監査委員会、過去のシティの監査・リスク管理委員会、ジェネラル・ミルズおよびヒューレット・パッカートの監査委員会での任務を通して、財務報告およびリスク管理において幅広い専門知識を蓄積しています。シティ、スタンレー・ブラック・アンド・デッカー、ジェネラル・ミルズおよびヒューレット・パッカートの取締役会での任務、ならびにコーネル大学の理事およびハーバード・ビジネス・スクールの視察委員会委員としての任務を通して、貴重な広報・渉外の専門知識と経験を有しています。21ページのより詳細にわたるライアン氏の経歴をご参照ください。

アンソニー・M・サントメロ

サントメロ博士は、熟達したエコノミストであり、経済政策アドバイザーです。同氏は、リスク管理、規制遵守、財務報告の各分野における広範な経験により、取締役候補者として指名されました。同氏は多くの高名な地位においてリスクおよび規制の広範な経験をえており、直近ではマッキンゼー・アンド・カンパニーのシニア・アドバイザーであり、2000年から2006年まではフィラデルフィア連邦準備銀行の頭取を務め、信用・リスク管理に関するシステムズ委員会の委員長、金融サービス方針委員会および支払システム方針諮問委員会の委員も務めていました。また、ペンシルベニア大学ウォートン校のリチャード・K・メロン金融学教授および同校副学長としては、全社レベルでのリスク管理に関係する問題ならびに生産性と実績を改善する方法に特に焦点を当てると同時に、業界参加者が競争優位を追求するにあたって直面する業務上の現実と競合上の要求を把握した上で研究がなされることを徹底するために、業界幹部ならびに実務家と緊密に協力しました。さらに、シティのリスク管理・財務委員会および監査委員会、ならびにルネッサンスリー・ホールディングスの投資・リスク管理委員会での任務を通じて、リスク管理の経験を深めています。21ページのより詳細にわたるサントメロ氏の経歴をご参照ください。

ジョン・E・スペロ

スペロ氏は、政府高官、金融サービスでの執行役員、学者、熟達した取締役、非営利セクターの主導者など、多岐にわたる経験を備えています。スペロ氏は、コーポレート・ガバナンス、規制遵守、国際事業、消費者業務、金融サービス、広報・渉外、報酬、財務報告の各分野における広範な経験により、取締役候補者として指名されました。スペロ氏は、米国国務次官（経済・実業・農業部門担当）および米国国連大使（経済・社会問題担当）在任中に広範な規制遵守、国際事業の経験を培いました。アメリカン・エクスプレス・カンパニーにおける広報・渉外、コミュニケーション担当エグゼクティブ・ヴァイス・プレジデント、シニア・ヴァイス・プレジデント、財務部長などの執行役員として、金融サービスや消費者業務、広報・渉外における専門的知識を深めました。IBMの報酬監査委員会、インターナショナル・ペーパーの監督委員会および公共政策環境委員会をはじめとするIBM、インターナショナル・ペーパー、ING、デルタ航空、ファースト・データ・コーポレーションの現職の取締役または元取締役として、コーポレー

ト・ガバナンス、消費者業務、財務報告、報酬、広報・渉外に関する経験は多岐にわたります。ドリス・デューク慈善財団の元理事長、財団センターの元客員研究員（米国の民間基金が米国の外交政策やグローバルシステムに果たす役割を研究）、そして現職のコロンビア大学国際公共政策大学院の上級研究員（国際慈善事業とそれがグローバルシステムに果たす役割について研究執筆）、非営利セクターにおけるその他の職務経験から、広報・渉外事項について深い見識を得ています。22ページのスペロ氏のより詳細にわたる経歴をご参照ください。

ダイアナ・L・テイラー

テイラー氏は、経験豊富な金融サービス業界のエグゼクティブであり、規制当局者でもあります。同氏は、金融サービス、法人業務、規制遵守、リスク管理、広報・渉外、報酬、コーポレート・ガバナンス、財務報告、法務の各分野における広範囲に及ぶ経験により、取締役候補者として指名されました。同氏は、ニューヨーク州銀行局銀行監督官を務めた経験から、銀行規制およびリスク管理において幅広い経験を有しています。同氏の金融サービスおよび法人業務の経験には、ファンド運用会社のウルフェンソン・ファンド・マネジメント・エルピーのマネージング・ディレクター、総合サービス投資銀行であるエム・アール・ビール・アンド・カンパニーのファンドマネージャー、設立パートナー兼社長として、ならびにドナルドソン・ラフキン・アンド・ジャンレット、リーマン・ブラザーズ・クーン・ローブ・インク、スミス・バーニー・ハリス・アップラム・アンド・カンパニーでの様々な要職を通じたプライベートエクイティ、ファンド運用および投資銀行業での深い経験が含まれます。それ以前にはロングアイランド電力公社の最高財務責任者を務めました。さらに、サザビーズの報酬委員会、ブルックフィールド・プロパティーズの統治委員会での任務、ダートマス大学の理事、報酬委員会委員および監査委員会委員長、ACCION インターナショナル、ニューヨーク・ウィメンズ・ファウンデーション、グレーター・ニューヨーク YMCA、ハドソン・リバー・パーク・トラストの会長としての任務を通じて、広報・渉外、コーポレート・ガバナンス、財務報告、報酬、法務における経験をさらに積み重ねています。23ページのより詳細にわたるテイラー氏の経歴をご参照ください。

ウィリアム・S・トンプソン・ジュニア

トンプソン氏は、経験豊富な金融サービス業界エグゼクティブです。同氏は、金融サービス、コーポレート・ガバナンス、財務報告、報酬、法務、国際事業、法人・消費者業務、リスク管理の各分野における広範な経験により、取締役候補者として指名されました。同氏は、PIMCOの最高経営責任者（1993年から2009年）、東京のソロモン・ブラザーズ・アジア・リミテッドの会長（1991年から1993年）、ソロモン・ブラザーズの西部地区コーポレート・ファイナンス責任者、および西部地区インスティテューショナル・セールス責任者として、金融サービス、法人・消費者業務、国際事業において幅広い技能と経験を得ました。また、パシフィック・ライフ・コーポレーションの最高経営責任者として、および自ら委員を務める同社の報酬・人事委員会での任務を通じて、コーポレート・ガバナンス、財務報告、報酬、法務に関する技能と経験を幅広く積んでいます。23ページのより詳細にわたるトンプソン氏の経歴をご参照ください。

エルネスト・セディージョ・ポンセ・デ・レオン


セディージョ・ポンセ・デ・レオン氏は、元メキシコ共和国大統領であり、熟達したエコノミストであり、学界の権威です。同氏は、国際事業、金融サービス、規制遵守、広報・渉外、財務報告、リスク管理、コーポレート・ガバナンスの各分野における広範な経験により、取締役候補者として指名されました。メキシコ中央銀行での勤務（1978年から1987年）、メキシコ政府の予算担当次官（1987年から1988年）、同経済計画・予算担当長官（1988年から1992年）、そしてメキシコ大統領（1994年から2000年）を含む多大な政府経験、ならびにエール大学グローバリゼーション研究センターのディレクターとしての役割、エール大学の国際政治経済学の教授および国際地域研究の教授を含む学界での経験を通じて、国際事業、金融サービス、規制遵守、リスク管理の各分野において幅広い経験を有しています。同氏は、グローバル・デベロップメント・ネットワークの会長、世界銀行グループのガバナンスの現代化に関するハイレベル委員会の委員長、G30の構成員、ACEリミテッド、ロールスロイス、BP、およびザ・コカ・コーラ・カンパニー各社の国際評議会の評議員としての職務を通じて、国際事業、金融サービス、広報・渉外において広範囲にわたる経験を有しています。現在は、アルコア・インクの取締役として監査委員会、統治・指名委員会、公的問題委員会の委員を、さらにプロクター・アンド・ギャンブル・カンパニーの取締

役として統制・公共責任委員会の委員長と革新・技術委員会の委員、財務委員会の元委員を務め、またスペインのグルポ・プリザの取締役であり、以前にはユニオン・パンフィック・コーポレーションの元取締役として監査委員会と財務委員会の委員を、さらにEDSの元取締役として統制委員会の委員を務めたことから、財務報告、リスク管理、コーポレート・ガバナンス、広報・渉外における経験を得ています。24ページのより詳細にわたるセディージョ・ポンセ・デ・レオン氏の経歴をご参照ください。

取締役候補者

次の表は、各取締役候補者自らが提供した自らの主たる職業、略歴、その他事項に関する情報をまとめたものです。

取締役会は、これらの候補者全員につき賛成票を投じられますことをお勧めします。

| 氏名、 基準日における年齢 | 地位、主たる職業、略歴 他法人の役員就任状況 |
|--|---|
| フランツ・B・ハマー 65歳  | 会長 ロシュ・ホールディング <ul style="list-style-type: none">ロシュ・ホールディング会長—2008年から現在ロシュ・グループ会長兼最高経営責任者—2001年から2008年ロシュ・グループ最高経営責任者—1998年から2001年エフ・ホフマン・ラ・ロシュ最高業務責任者—1996年から1998年エフ・ホフマン・ラ・ロシュ製薬部門長—1995年から1996年他法人の役員就任状況：ディアジオ・ピーエルシー（会長）過去5年以内に退任した元取締役職：アリアンツ・エス・イーその他の活動状況：フレンズ・オブ・フェロフェパ財団（理事長）、INSEAD（会長）、インターナショナル・センター・フォー・ミッシング・アンド・エクспロイテッド・チルドレン（理事長）、欧州実業家円卓会議メンバー（ERT）、ザルツブルグ大学（理事会メンバー）、ジェイコブス・ホールディング・エイ・ジー（取締役） |

氏名、
基準日における年齢

地位、主たる職業、略歴
他法人の役員就任状況

ロバート・L・ジョス
70歳



フィリップ・H・ナイト教授、名誉学長
スタンフォード大学経営大学院

- 金融学名誉教授—2010年から現在
- スタンフォード大学経営大学院学長—1999年から2009年
- ウェストパック・バンキング・コーポレーション最高経営責任者兼マネージング・ディレクター—1993年から1999年
- ウェルズ・ファargo・バンク副会長—1986年から1993年
- エグゼクティブ・ヴァイス・プレジデント—1981年から1986年
- シニア・ヴァイス・プレジデント—1975年から1981年
- ヴァイス・プレジデント—1972年から1975年
- アシスタント・ヴァイス・プレジデント—1971年から1972年
- 米国財務省経済政策担当副次官補—1969年から1971年
- ホワイト・ハウス・フェロー—1968年から1969年
- シティグループ取締役—2009年以降
- シティバンク、エヌ・エイ取締役—2010年以降
- 他法人の役員就任状況：ベクテル・グループ・インク、マケナ・キャピタル・マネジメント
- 過去5年以内に退任した元取締役職：アジレント・テクノロジー・インク、ウェルズ・ファargo・アンド・カンパニー、マッコーリー・DDR・マネジメント・リミテッド
- その他の活動状況：経済開発委員会（理事）

マイケル・E・オニール
65歳



元会長兼最高経営責任者
バンク・オブ・ハワイ・コーポレーション

- バンク・オブ・ハワイ・コーポレーション会長兼最高経営責任者兼取締役—2000年から2004年
- バークレイズ・ピーエルシー最高経営責任者就任—1999年
- バンク・オブ・アメリカ副会長兼最高財務責任者—1995年から1998年
- コンチネンタル・バンク最高財務責任者—1993年から1995年
- シティグループ取締役—2009年以降
- シティバンク、エヌ・エイ取締役—2009年以降
- 他法人の役員就任状況：FTベンチャーズ（評議会）
- 過去5年以内に退任した元取締役職：なし
- その他の活動状況：ホノルル美術館（理事）、米国輸出入銀行（諮問委員会委員）

氏名、
基準日における年齢

地位、主たる職業、略歴
他法人の役員就任状況

ビクラム・S・パンディット
55歳



最高経営責任者

シティグループ・インク

- シティグループ・インク最高経営責任者—2007年12月から現在
- インスティテューショナル・クライアント・グループ会長兼最高経営責任者—2007年10月から12月
- シティ・オルタナティブ・インベストメンツ部門会長兼最高経営責任者—2007年4月から10月
- オールド・レーン・パートナーズ・エルピー設立メンバー、メンバー委員会委員長—2005年から2007年4月
- モルガン・スタンレー法人向け証券業・投資銀行業部門社長兼最高業務責任者—2000年から2005年
- シティグループ取締役—2007年以降
- 過去5年以内に退任した元取締役職：なし
- その他の活動状況：コロンビア大学（理事）、コロンビア大学経営大学院（監督者会議委員）、クリアリング・ハウス・アソシエーション（監督委員会委員長）、インディアン・スクール・オブ・ビジネス（理事会理事）、ニューヨーク市パートナーシップ（理事）、金融サービス・フォーラム（委員）

氏名、
基準日における年齢

地位、主たる職業、略歴
他法人の役員就任状況

ローレンス・リッチャルディ
71歳



シニア・アドバイザー—IBMコーポレーション、ジョーンズ・デイ
およびラザード・フレール・アンド・カンパニー

- IBMコーポレーション、ジョーンズ・デイおよびラザード・フレール・アンド・カンパニーシニア・アドバイザー—2003年から現在
- IBMシニア・ヴァイス・プレジデント兼会長付顧問—2002年
- IBMシニア・ヴァイス・プレジデント兼ゼネラル・カウンセル—1995年から2001年
- IBM最高財務責任者—1997年から1998年
- RJRナビスコ・インク社長—1993年から1995年
- RJRナビスコ・インク共同会長兼最高経営責任者—1993年
- RJRナビスコ・インク エグゼクティブ・ヴァイス・プレジデント兼ゼネラル・カウンセル—1989年から1995年
- アメリカン・エクスプレス・トラベル・リレーテッド・サービスズ エグゼクティブ・ヴァイス・プレジデント兼ゼネラル・カウンセル—1983年から1989年
- アメリカン・エクスプレス入社—1973年
- シティグループ取締役—2008年以降
- シティバンク、エヌ・エイ取締役—2009年以降
- 他法人の役員就任状況：なし
- 過去5年以内に退任した元取締役職：リーダーズ・ダイジェスト・アソシエーション、ロイヤル・ダッチ・ペトロリアム、ロイヤル・ダッチ・シェル・ピーエルシー
- その他の活動状況：アンドリュウ・W・メロン財団（理事）、全米人文科学センター（理事）、モルガン・ライブラリー・アンド・ミュージアム（理事長）

ジュディス・ルーディン博士
67歳



理事長
ロックフェラー財団

- ロックフェラー財団理事長—2005年から現在
- ペンシルベニア大学名誉学長—2004年から現在
- ペンシルベニア大学学長—1994年から2004年
- エール大学学長—1992年から1994年
- シティグループ取締役—2004年以降
- 他法人の役員就任状況：コムキャスト・コーポレーション、エイエムアール・コーポレーション
- 過去5年以内に退任した元取締役職：エトナ・インク
- その他の活動状況：ワールド・トレード・メモリアル財団（理事）、カーネギー・ホール（理事）、ホワイト・ハウス・プロジェクト（委員）、外交問題評議会（評議員）、米国医学研究所（研究員）

氏名、
基準日における年齢

地位、主たる職業、略歴
他法人の役員就任状況

ロバート・L・ライアン
68歳



最高財務責任者（退任）
メドトロニック・インク

- メドトロニック・インク シニア・ヴァイス・プレジデント兼最高財務責任者—1993年から2005年
- ユニオン・テキサス・ペトロリアム・コーポレーション 財務担当ヴァイス・プレジデント兼最高財務責任者—1984年から1993年
- コントローラー—1983年から1984年
- トレジャーラー—1982年から1983年
- ユニオン・テキサス・ペトロリアム・コーポレーション入社—1982年
- シティバンク、エヌ・エイ ヴァイス・プレジデント—1975年から1982年
- マッキンゼー・アンド・カンパニー 経営コンサルタント—1970年から1975年
- シティグループ取締役—2007年以降
- シティバンク、エヌ・エイ取締役—2009年以降
- 他法人の役員就任状況：ゼネラル・ミルズ、スタンレー・ブラック・アンド・デッカー
- 過去5年以内に退任した元取締役職：ヒューレット・パッカード、ユナイテッドヘルス・グループ
- その他の活動状況：コーネル大学（理事）

アンソニー・M・サントメロ
65歳



元頭取
フィラデルフィア連邦準備銀行

- マッキンゼー・アンド・カンパニー シニア・アドバイザー—2006年から2008年
- フィラデルフィア連邦準備銀行頭取—2000年から2006年
- ペンシルベニア大学ウォートン校リチャード・K・メロン金融学教授—1984年から2002年
- シティグループ取締役—2009年以降
- シティバンク、エヌ・エイ取締役—2009年以降
- 他法人の役員就任状況：ルネサンスリー・ホールディングス・リミテッド、ペン・ミューチュアル・ライフ・インシュランス・カンパニー、コロンビア・ファンズ
- 過去5年以内に退任した元取締役職：BofAファンド・シリーズ・トラスト
- その他の活動状況：ペン・フランクリン・テクノロジー・パートナーズ・ペンシルバニア南東地区（理事）

氏名、
基準日における年齢

地位、主たる職業、略歴
他法人の役員就任状況

ジョーン・E・スペロ
67歳



上級研究員
コロンビア大学国際公共政策大学院

- コロンビア大学国際公共政策大学院上級研究員上級研究員—2010年から現在
- 財団センター客員研究員—2009年から2010年
- ドリス・デューク慈善財団理事長兼最高経営責任者—1997年から2008年
- 米国国務次官経済・事業・農業部門担当—1993年から1996年
- アメリカン・エクスプレス・カンパニー広報・渉外、コミュニケーション担当エグゼクティブ・ヴァイス・プレジデント—1991年から1993年
- シニア・ヴァイス・プレジデント兼財務部長—1989年から1991年
- 渉外担当ヴァイス・プレジデント—1983年から1989年
- 経営戦略企画部門ヴァイス・プレジデント—1981年から1983年
- 国連大使経済・社会問題担当—1980年から1981年
- コロンビア大学准教授—1973年から1979年
- 他法人の役員就任状況：IBM、インターナショナル・ペーパー
- 過去5年以内に退任した元取締役職：ファースト・データ・コーポレーション、INGグループ・エヌ・ヴィー
- その他の活動状況：カウンシル・オブ・アメリカン・アンバサダー（理事）、アカデミー・オブ・ディプロマシー（会員）、米国哲学協会（会員）、ウィスコンシン大学卒業生研究財団（理事）、モーグリッジ研究所（理事）、インターナショナル・センター・フォー・トランジショナル・ジャスティス（理事）、コロンビア大学（名誉理事）、アムハースト大学（名誉理事）、外交問題評議会（名誉評議員）、ブルッキングス研究所（名誉理事）

氏名、
基準日における年齢

地位、主たる職業、略歴
他法人の役員就任状況

ダイアナ・L・テイラー
57歳



マネージング・ディレクター
ウルフェンソン・ファンド・マネジメント・エルピー

- ウルフェンソン・ファンド・マネジメント・エルピーマネージング・ディレクター—2007年から現在
- ニューヨーク州銀行監督官—2003年から2007年
- ニューヨーク州パタキ知事副秘書官—2002年から2003年
- ロングアイランド電力公社最高財務責任者—2001年から2002年
- キースパン・エナジーヴァイス・プレジデント—1999年から2001年
- ニューヨーク州パタキ知事 秘書官補佐—1996年から1999年
- ミュリエル・シーバート・アンド・カンパニーエグゼクティブ・ヴァイス・プレジデント—1993年から1994年
- エム・アール・ビール・アンド・カンパニー社長—1988年から1993年および1995年から1996年
- ドナルドソン・ラフキン・アンド・ジャンレットシニア・ヴァイス・プレジデント—1984年から1988年
- リーマン・ブラザーズ・クーン・ローブヴァイス・プレジデント—1982年から1984年
- スミス・バーニー・ハリス・アッパムアソシエイト—1980年から1982年
- シティグループ取締役—2009年以降
- 他法人の役員就任状況：ブルックフィールド・プロパティーズ、サザビーズ
- 過去5年以内に退任した元取締役職：アリアンツ・グローバル・インベスターズ、FNMA
- その他の活動状況：ACCIONインターナショナル（会長）、AMFAR（書記役）、コロンビア大学経営大学院（監督者会議委員）、ダートマス大学（理事）、GEMS、ハドソン・リバー・パーク・トラスト（会長）、国際女性保健連合（トレジャラー）、メールマン公衆衛生大学院（監督者会議委員）、ニューヨーク・ウィメンズ・ファウンデーション（会長）、ジ・アフター・スクール・コーポレーション（構成員）、グレーター・ニューヨークYMCA（会長）

ウィリアム・S・トンブソン・
ジュニア
66歳



最高経営責任者（退任）
パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー
（PIMCO）

- PIMCO最高経営責任者—1993年から2009年
- ソロモン・ブラザーズ・インク—1975年から1993年
- ソロモン・ブラザーズ・アジア・リミテッド会長—1991年から1993年
- 西部地区コーポレート・ファイナンス責任者—1988年から1991年
- 西部地区マネージング・ディレクター兼インスティテューショナル・セールス責任者—1981年から1988年
- ソロモン・ブラザーズ入社—1975年
- シティグループ取締役—2009年以降
- 他法人の役員就任状況：パシフィック・ライフ・コーポレーション
- 過去5年以内に退任した元取締役職：なし
- その他の活動状況：パシフィック・シンフォニー・オーケストラ（理事）、トンブソン自閉症財団（会長）、トンブソン・ファミリー財団（理事長）、ミズーリ大学（総長付財務諮問委員会）、オレンジ郡コミュニティ基金（顧問取締役）

氏名、
基準日における年齢

地位、主たる職業、略歴
他法人の役員就任状況

エルネスト・セディージョ・
ボンセ・デ・レオン
60歳



ディレクター、エール大学グローバリゼーション研究センター国際
政治経済学教授、エール大学

- エール大学グローバリゼーション研究センターディレクター、国際政治経済学教授—2002年から現在
- メキシコ大統領—1994年から2000年
- メキシコ国政府教育省長官—1992年から1993年
- メキシコ国政府経済計画・予算担当長官—1988年から1992年
- メキシコ国政府予算担当次官—1987年から1988年
- バンコ・デ・メヒコーエコノミスト、経済リサーチ部門副部長、FICORCA長官、次官—1978年から1987年
- シティグループ取締役—2010年以降
- シティバンク、エヌ・エイ取締役—2010年以降
- 他法人の役員就任状況：アルコア・インク、プロクター・アンド・ギャンブル・カンパニー、グルポ・プリザ
- 過去5年以内に退任した元取締役職：エレクトロニック・データ・システムズ・コーポレーション、ユニオン・パシフィック・コーポレーション
- その他の活動状況：ACEリミテッド（国際諮問委員会委員）、ロールスロイス（国際諮問委員会委員）、BP（国際諮問委員会委員）、クレディ・スイス・リサーチ・インスティテュート（アドバイザー）、世界経済フォーラム（財団理事会）、グローバル・デベロップメント・ネットワーク（会長）、G30（構成員）、インター・アメリカン・ダイアログ（構成員）

シティの取締役全員の1年の任期は年次総会にて満了します。

取締役会委員会

<中略>

下表は前述の各委員会の現在の構成員の一覧表です。

| 委員会 | 現在の構成員 |
|-------------------|--|
| 監査委員会 | ローレンス・リッチャルディ (委員長) ロバート・L・ライアン アンソニー・M・サントメロ ウィリアム・S・トンプソン・ジュニア |
| シティ・ホールディングス監督委員会 | ティモシー・C・コリンズ ロバート・L・ジョス マイケル・E・オニール (委員長) ジュディス・ルーディン |
| 経営執行委員会 | アラン・J・P・ベルダ マイケル・E・オニール リチャード・D・パーソンズ (委員長) ローレンス・リッチャルディ アンソニー・M・サントメロ ダイアナ・L・テイラー |
| 指名・統治・広報委員会 | アラン・J・P・ベルダ リチャード・D・パーソンズ ジュディス・ルーディン ダイアナ・L・テイラー (委員長) ウィリアム・S・トンプソン・ジュニア |
| 人事・報酬委員会 | アラン・J・P・ベルダ (委員長) マイケル・E・オニール リチャード・D・パーソンズ ダイアナ・L・テイラー ウィリアム・S・トンプソン・ジュニア |
| リスク管理・財務委員会 | ロバート・L・ジョス ロバート・L・ライアン アンソニー・M・サントメロ (委員長) エルネスト・セディージョ・ポンセ・デ・レオン |

<中略>

役員の報酬

<中略>

報酬に関する情報

2011年度の報奨型報酬に関して委員会が取った行動の詳細は、原文議決権代理行使参考書類中の「報酬の検討および分析 (Compensation Discussion and Analysis)」中の「2011年度委員会によって決定された報奨 (Awards made by the committee for 2011)」の項をご覧ください。

2011年度抜粋報酬一覧表

下記の表は、2011年度に最高経営責任者または最高財務責任者を務めた者、および最も高額な報酬が支払われたその他の3名のシティの執行役員に対するシティの報酬を2011年12月31日付けの役職とともに示しています。表の形式および内容はSEC規則により規定されたものです。

| 氏名・ 主な役職 | 年度 ⁽¹⁾ | 給料 (ドル) | 賞与 (ドル) ⁽²⁾ | 株式報奨 (ドル) ⁽³⁾ | オプション 報奨 (ドル) ⁽⁴⁾ | 株式 以外の インセン ティブ 制度報酬 (ドル) | 年金価値およ び非適格繰延 報奨 の変動 (ドル) ⁽⁵⁾ | その他 すべての 報酬 (ドル) ⁽⁶⁾ | 合計 |
|--|-------------------|----------------------------|---------------------------|------------------------------|------------------------------------|--|--|--|--------------|
| ピクラム・ パンディット 最高経営責任者 | 2011 | \$1,671,370 ⁽⁷⁾ | \$5,331,452 | \$ 0 | \$7,839,581 ⁽⁸⁾ | \$0 | \$ 0 | \$14,700 | \$14,857,103 |
| | 2010 | \$ 1 | \$ 0 | \$ 0 | \$ 0 | \$0 | \$ 0 | \$ 0 | \$ 1 |
| | 2009 | \$ 125,001 ⁽⁷⁾ | \$ 0 | \$ 0 | \$ 0 | \$0 | \$ 0 | \$ 3,750 | \$ 128,751 |
| ジョン・ ガスバック 最高財務責任者 | 2011 | \$ 500,000 | \$2,200,000 | \$ 2,333,333 ⁽⁹⁾ | \$2,039,836 ⁽¹⁰⁾ | \$0 | \$ 73,047 | \$14,700 | \$ 7,160,916 |
| | 2010 | \$ 500,000 | \$ 0 | \$ 4,166,667 ⁽¹¹⁾ | \$ 0 | \$0 | \$ 51,995 | \$ 9,800 | \$ 4,728,462 |
| | 2009 | \$ 416,667 | \$ 0 | \$ 4,583,333 ⁽¹²⁾ | \$ 0 | \$0 | \$ 49,117 | \$14,700 | \$ 5,063,817 |
| ジョン・ ハイブズ 社長兼最高執行 責任者、インス ティテュー ショナル・ クライアント・ グループ シティグループ 最高経営責任者 | 2011 | \$ 500,000 | \$5,000,000 | \$ 4,750,000 ⁽⁹⁾ | \$2,719,781 ⁽¹⁰⁾ | \$0 | \$ 0 | \$14,700 | \$12,984,481 |
| | 2010 | \$ 500,000 | \$ 0 | \$ 9,000,000 ⁽¹¹⁾ | \$ 0 | \$0 | \$ 0 | \$ 9,800 | \$ 9,509,800 |
| | 2009 | \$ 500,000 | \$ 0 | \$10,327,374 ⁽¹³⁾ | \$ 434,380 ⁽¹⁴⁾ | \$0 | \$ 0 | \$14,700 | \$11,276,454 |
| ブライアン・ リーチ チーフリスト・ オフィサー | 2011 | \$ 500,000 | \$3,400,000 | \$ 5,400,000 ⁽¹⁵⁾ | \$2,039,836 ⁽¹⁰⁾ | \$0 | \$ 0 | \$14,700 | \$11,354,536 |
| マニュエル・メ ディナ - モーラ ⁽¹⁶⁾ 北米およびラテ ンアメリカ地域 個人向け銀行業 務部門最高経営 責任者、グロー バル個人金融部 門会長、ラテン アメリカおよび メキシコ会長兼 最高経営責任者 | 2011 | \$ 546,966 ⁽¹⁷⁾ | \$4,181,214 | \$ 3,998,939 ⁽⁹⁾ | \$2,719,781 ⁽¹⁰⁾ | \$0 | \$ 0 | \$ 0 | \$11,446,900 |
| | 2010 | \$ 546,966 ⁽¹⁷⁾ | \$ 0 | \$ 7,450,911 ⁽¹¹⁾ | \$ 0 | \$0 | \$2,119,018 | \$ 0 | \$10,116,895 |
| | 2009 | \$ 546,966 ⁽¹⁷⁾ | \$ 0 | \$ 9,328,010 ⁽¹⁸⁾ | \$ 361,984 ⁽¹⁴⁾ | \$0 | \$ 163,047 | \$ 0 | \$10,400,007 |

⁽¹⁾ リーチ氏は2009年度および2010年度には指名された執行役員ではなかったため、同氏の報酬は2011年度のみ提供されています。

(注記：次ページへ続く)

(注記：前ページより続く)

- (2) 本欄の金額は2011年度の業績に対する現金賞与です。
- (3) 本欄の値はFASB ASCのトピック718に準じて計算された付与日現在の報奨の公正価値の総額を示します。
- (4) 本欄の値は、下記の注記で詳細に説明されるとおり、FASB ASCのトピック718に準じて計算された付与日現在の報奨の公正価値の総額を示します。2010年度および2009年度の報奨金額を計算する際に用いられた想定は、SECに提出された2011年度のフォーム10-Kによるシティグループ・インクおよびその子会社の連結財務諸表の注記8に記載されています。
- (5) これらの金額は年金給付一覧表にさらに詳細説明されるとおり、ガスパック氏、メディナ - モーラ氏の年金給付額の現在価値の増加分を示しています。シティグループ年金制度におけるガスパック氏への年金給付額は43,166ドル増加し、従業員退職所得保障 (ERISA) 法によるシティバンク・エヌ・エイおよび関連会社の補助的報酬制度による同氏への給付額は29,881ドル増加しました。バナメックス年金制度におけるメディナ - モーラ氏への給付額は主に為替レートの変動により901,674ドル減少し、同氏の勤続年数に応じた法定報償金は367ドル減少しました。メディナ - モーラ氏の年金給付額は減少したものの、SEC規則に準じて本欄には増減0ドルと記載されています。税制適格でないことを前提に繰延べられた指名された各執行役員の報酬における市場価格の超過分または優先利益分は0ドルでした。パンディット氏、ハイブズ氏およびリーチ氏はシティグループ年金制度が新規加入者を受け入れなくなった後に雇用されたため年金給付を受ける資格はありません。
- (6) 以下は「その他すべての報酬（個人的給付を含みます。）の内訳を記載したものです。

| 氏名 | セキュリティ・サービス/システム (ドル) | 航空機 (ドル) | 地上交通費 (ドル) | 財務および税務プランニング (ドル) |
|------------------------|-----------------------|----------|------------|--------------------|
| ビクラム・パンディット | \$0 | \$0 | \$0 | \$0 |
| ジョン・ガスパック | \$0 | \$0 | \$0 | \$0 |
| ジョン・ハイブズ | \$0 | \$0 | \$0 | \$0 |
| ブライアン・リーチ | \$0 | \$0 | \$0 | \$0 |
| マニュエル・メディナ - モーラ | \$0 | \$0 | \$0 | \$0 |

| 氏名 | 医療費および歯科医療費手当 (ドル) | 401(k)プランのマッチング 拠出 (ドル) | 税還付 (ドル) | 合計 (ドル) |
|------------------------|--------------------|-------------------------|----------|----------|
| ビクラム・パンディット | \$0 | \$14,700 | \$0 | \$14,700 |
| ジョン・ガスパック | \$0 | \$14,700 | \$0 | \$14,700 |
| ジョン・ハイブズ | \$0 | \$14,700 | \$0 | \$14,700 |
| ブライアン・リーチ | \$0 | \$14,700 | \$0 | \$14,700 |
| マニュエル・メディナ - モーラ | \$0 | \$ 0 | \$0 | \$ 0 |

パンディット氏、ガスパック氏、ハイブズ氏およびリーチ氏は、米国の適格従業員全員に適用される計算式に従って401(k)プランのマッチング拠出を受領しました。適用法に準じて、パンディット氏はシティフライト・インク（シティグループ・インクの子会社）との間で航空機タイムシェアリング契約を締結し、同契約の下、シティの社用機の個人使用分の費用を、シティへの便の増加費用の総額に基づいてシティに払い戻すことになっています。増加費用の総額は、全国的に認められている独立のサービス会社によって開発された1時間当たりのフライト料金の計算方法に基づいて算出されています。

- (7) パンディット氏は2009年2月に年間1ドルの給料を受諾することに合意しました。2009年度の1ドルを超えた金額は、2009年度において同氏の発表前に支給された報酬を反映しています。2011年1月18日から、パンディット氏の年間基本給は1,750,000ドルに増加しました。

(注記：次ページへ続く)

(注記：前ページより続く)

- (8) パンディット氏のオプション報奨は、「報酬の検討と分析」のなかで説明されているとおり、2011年5月に付与されたリテンション報奨の一要素です。オプションの期間は10年間で、3年にわたり均等に権利が確定します。行使価格は付与日のシティの普通株式の市場価格に等しいかそれを上回る価格であり、具体的には、41.54ドル(300,000オプション)、52.50ドル(100,000オプション)、60.00ドル(100,000オプション)となっています。これらオプションは、オプションの権利確定後にシティの株価が各行使価格を上回った場合のみに価値を有しますが、2011年12月31日現在、これらのオプションは「アウト・オブ・ザ・マネー」です。
- (9) これらの金額は2010年度の業績に対して長期制限付株式(以下「LTRS」といいます。)制度の下に支給された報奨です。さらなる詳細は制度報奨付与一覧表の次の「抜粋報酬一覧表と制度報奨付与一覧表に関する一般的な検討」をご参照ください。
- (10) これらのオプションは「報酬の検討と分析」のなかで説明されるとおり、2011年2月執行役員オプション付与の一部です。これらのオプションの期間は6年間で3年にわたり均等に権利が確定します。行使価格は49.10ドルで、付与日のシティの普通株式の公正市場価格と同額でした。オプションは、オプションの権利確定後にシティの株価が行使価格を上回った場合のみに価値を有しますが、現在のところこれらのオプションは「アウト・オブ・ザ・マネー」です。
- (11) これらの表示金額は、適用法上の要件に則り支給された給与と株式支払金額を含みます。報酬の条件の詳細については、制度報奨付与一覧表の次の「抜粋報酬一覧表と制度報奨付与一覧表に関する一般的な検討」をご参照ください。
- (12) この金額は2009年度の業績に関してガスパック氏に付与されたもので、付与日の公正価値2,916,666ドルの給与と株式の金額、および2009年度LTRC制度の下での1,666,667ドルが含まれています。報酬の条件の詳細については、制度報奨付与一覧表(Grants of Plan-Based Awards Table)の次の「抜粋報酬一覧表と制度報奨付与一覧表に関する一般的な検討(General discussion of the Summary Compensation Table and Grants of Plan-Based Awards Table)」をご参照ください。
- (13) この金額には、2008年度の業績に関して2009年1月にハイブズ氏に付与された業績連動確定型株式報奨に帰属する1,327,374ドル、給与と株式支払金額475,000ドル、ならびに2009年度の業績に関するLTRS報奨およびストック・インセンティブ報奨(以下「SIAs」といいます。)の合計額8,525,000ドルが含まれています。シティの株価が2013年1月14日より前に業績連動報奨に定められた目標である106.10ドルおよび178.50ドルに達した場合、業績連動確定型株式報奨の価格は目標株価達成日において総額8,223,673ドルとなります。制度報奨付与一覧表の次の「抜粋報酬一覧表と制度報奨付与一覧表に関する一般的な検討(General Discussion of the Summary Compensation Table and Grants of Plan-Based Awards Table)」をご参照ください。
- (14) これらのオプションは2008年度の業績に関して2009年1月にハイブズ氏およびメディナ・モーラ氏に付与されたもので、行使価格は106.10ドルまたは178.50ドルでした。オプションは、オプションの権利確定後にシティの株価が各行使価格を上回った場合のみに価値を有しますが、現在のところこれらのオプションは大幅に「アウト・オブ・ザ・マネー」です。制度報奨付与一覧表の次の「抜粋報酬一覧表と制度報奨付与一覧表に関する一般的な検討」をご参照ください。
- (15) このリーチ氏への株式報奨はCAP報奨(以下「CAP」といいます。)に基づいて2010年度の業績に関して付与されました。制度報奨付与一覧表の次の「抜粋報酬一覧表と制度報奨付与一覧表に関する一般的な検討」をご参照ください。
- (16) メディナ・モーラ氏は現在グローバル個人向け銀行業務部門の最高経営責任者ならびにラテンアメリカおよびメキシコ地域の会長です。
- (17) メディナ・モーラ氏の米ドル建ての基本給は月次ベースで支払時に有効な為替レートを用いてペソに換算されます。
- (18) この金額には、2008年度の業績に関して2009年1月にメディナ・モーラ氏に付与された業績連動確定型株式報奨に帰属する849,807ドル、給与と株式支払金額450,000ドル、ならびに2009年度のLTRS報奨およびSIAsの合計額8,028,203ドルが含まれています。シティの株価が2013年4月14日より前に報奨に定められた目標である106.10ドルおよび178.50ドルに達した場合、業績連動確定型株式報奨の価値は目標株価達成日において総額5,264,933ドルとなります。制度報奨付与一覧表の次の「抜粋報酬一覧表と制度報奨付与一覧表に関する一般的な検討」をご参照ください。

第2号議案：独立登録会計事務所の選任の承認の件

監査委員会は、2012年度のシティの独立登録会計事務所としてKPMGを選任しました。KPMGは1969年以来、シティおよびその前身会社の独立登録会計事務所を務めています。

KPMGの代表者が年次株主総会に出席できる手配がなされています。KPMGの代表者は、発言を望む場合にはその機会を与えられるほか、株主からの適切な質問に返答することができます。

独立登録会計事務所の報酬の開示

以下は、KPMGが2010年と2011年の12月31日に終了した年度にシティグループに提供した業務に対して得た報酬の内訳です。

| 100万ドル | 2011 | 2010 |
|--------|--------|--------|
| 監査報酬 | \$68.8 | \$70.3 |
| 監査関連報酬 | 16.7 | 16.4 |
| 税務報酬 | 8.7 | 10.5 |
| その他の報酬 | — | — |
| 報酬合計 | \$94.2 | \$97.2 |

監査報酬：この報酬には、シティの連結財務諸表およびサーベンス・アンド・オクスレー法第404条に基づく財務報告に対する内部統制に関する年次統合監査、子会社の財務諸表の監査、およびSECへの登録届出書およびその他資本調達活動に関するコンフォート・レターと同意書、シティの規制当局への届出に係る報告書、規制当局により義務付けられている内部統制審査報告、完了した取引に関する会計上の助言、シティの中間財務諸表の審査に関連してKPMGが稼得したものが含まれます。

監査関連報酬：この報酬には、KPMGが実施した監査に関連する業務の報酬などが含まれ、多くの場合、当社の独立登録会計事務所であれば提供できない業務に対する報酬などです。このような業務としては、M&A案件に関するデューデリジェンス業務、会計コンサルティング、規制当局により義務付けられていない内部統制審査、証券化関連業務、従業員福利制度の監査、証明業務、合意済みの手続きなどが挙げられます。

税務報酬：このような業務としては、法人税確定申告の作成および見直し、税務監査、税務上の経費割当報告書、その他の税務コンプライアンス報酬が含まれます。

その他の報酬：シティグループは監査以外の業務をKPMGに委託していません。

独立登録会計事務所の業務と報酬の承認

シティの監査委員会は、2011年と2010年にシティの独立登録会計事務所が稼得したすべての報酬を検討のうえ承認し、提供された監査業務と非監査業務の関連性を積極的に点検しました。当委員会は、KPMGが稼得した報酬が、社外監査人が監査業務を行う上でその独立性を維持することと整合するとの結論に達しました。

監査委員会は、シティの独立登録会計事務所が提供する業務とその報酬を予め承認する必要があります。当委員会は監査業務の提供内容について毎年検討を行い、適宜、各業務項目別に具体的な限度額（米ドル建て）を設けて、所定の監査報酬、監査関連報酬、税務コンプライアンス報酬を予め承認します。当委員会は、事前承認の対象ではない具体的な委託事項（内部統制や特定の税務コンプライアンス等）または事前承認された報酬金額を上回った委託事項についても個別に検討します。事前承認業務の定義に合致しな

い委託事項については、暫定的に、当委員会の委員長に対して承認を得るために提示し、次の定例会議で当委員会全体に提示することができます。

会計事務所の選任に関する指針は、経営陣が独立登録会計事務所の独立性を確保するための主要な基礎とするものです。この指針の管理は、シティの上級コーポレート・ファイナンシャル・マネジメントが統括して点検し、該当年度中を通じてKPMGが受任した業務を監査委員会に報告します。この指針には、シティが該当する監査人の独立性に関する規則を遵守することを確保するために、KPMGのパートナーおよびその他の専門家の採用を制限することも定められています。

**取締役会は、2012年度のシティの独立登録会計事務所として
KPMGを承認することに賛成票を投じられることを推奨します。**

第3号議案：シティグループ・2009・ストック・インセンティブ・プランの改正（授権株式数の増加）の承認

2009年4月21日の年次株主総会において、5年の期間にわたるシティグループ・2009・ストック・インセンティブ・プラン（2009年プラン）が株主により承認されましたが、当初の授権株式数は、当該年次総会の次回の年次株主総会までのみ継続させることを意図していました。2009年以降、シティでは同プランにおける追加授権株式について毎年株主の承認を求めることとしており、2010年4月と2011年4月に同プランにおける授権株式数の増加提案が株主に承認されました。2012年については、人事・報酬委員会（以下、「委員会」といいます。）では、承認後の授権株式数が40百万株増加する2009年プランの改正を勧告し、取締役会はこれを満場一致で承認しました。この増加によってシティでは少なくとも2013年4月に開催される次回年次株主総会までエクイティ報奨制度および実務慣行を継続することができます。

2009年プランの変更案の承認に賛成すべき理由

2009年プランの変更案が承認された場合には、当社の役員および従業員に対するインセンティブ報酬の多くの部分の支払いを普通株式の形態で行うという当社の方針を維持することが可能になると同時に、これは従業員と株主の利害を一致させる効果的な方法であるという当社の報酬原則と信念に沿ったものとなり、また規制の流れにも対応したものとなります。

本第3号議案の下で増加する授権株式数は、株式併合の割合を調整したベースで、2011年4月に株主が承認した増加数に相当します。

2012年1月31日現在において、株式付与のために利用可能な残りの株式数は約46.36百万株あるものの、付与可能な授権株式数の40百万株の増加は、インセンティブ報酬の繰延要請を含む、常に進展する報酬構造に関する当局の要請を遵守しつつ、競争力のある報酬機会をシティが引き続き提供することを可能にするものです。当社の報酬原則（「報酬の検討および分析（Compensation Discussion and Analysis）」で説明しています。）の主要な要素には、報酬の形態としてエクイティを利用することが含まれています。翌年までに報酬のために必要となる株式数を確実に予測することは不可能であるため、予想されるか否かにかかわらず、あらゆる必要性に応えられる十分な追加株式を用意しておくことが賢明であると考えます。ただし、付与可能な株式があるからという単純な理由だけで、株式が発行されることを意味するものではありません。以下に詳細を説明しますように、当社のエクイティ報奨制度は当社の報酬原則と規制上の要件に沿った方法でリスクと報酬のバランスを取ることを目的としています。第3号議案が承認されると、当社がこの原則を完全に実践し、次の事項を継続させることが可能になります。

- 従業員と株主との利害を一致させること。当社の報酬原則は、株式による報酬は従業員の利害と株主の利害を一致させる重要な手段の一つであるという当社の信念を改めて表明するものです。シティの株式報奨は、通常3、4年の期間にわたって年間インセンティブ報奨の相当な部分を繰り延べるビークルとして使用されています。このことは、当社の役員や高額報酬を得ている従業員は当社の普通株式に長期的に多額の投資をすることを意味します。繰延期間中、権利確定要件が満たされなければ株式報酬は取り消されます。株式が付与されると、シティには、通常、上級経営陣または取締役会の一員に対して、上級経営陣または取締役会の構成員である間は、インセンティブ報酬として受け取った株式（税金の支払いに必要な金額を控除したもの）の少なくとも75パーセントを保有し続けることを求める株式保有確約があります。以下に説明するように、欧州の高額報酬を得ている広範なグループの従業員が取得している株式は、権利を付与されてから6か月間の売却制限があります。100,000ドル以上の価値を有する2011年のインセンティブ報酬（2012年付与）の付与資格を有する約7,545名の従業員は、インセンティブ報奨の総額の少なくとも20パーセントを制限株式または繰延株式の形態で受け取りました。さらに約71,180名の従業員も、権利未確定の制限株式または繰延株式報奨、および前年度に付与された未行使ストック・オプションを通じて、シティの株式へ利害関係を持っています。2009年プランの改正案が承認された場合、取締役および役員報酬の大部分を株式で支払い、シティ全体にわたって従業員と株主の利害を一致させるという、長年にわたる当社の実務慣行を継続することができます。

- 報酬構造を通じてリスクと報奨のバランスを取る当社の進展する取り組みに合致するプログラム設計の採用。「報酬の検討および分析」で述べられているとおり、2011年にシティは報酬原則を採用し、リスク調整後のインセンティブ報酬に向けた取り組みを一段と洗練化させてきました。シティを重大なリスクにさらしうると考えられる従業員（対象従業員）に対する年間インセンティブ報酬の少なくとも40パーセントは大部分の場合繰り延べられます。こうした対象従業員については、繰り延べられたインセンティブ報酬の50パーセントは制限株式または繰延株式として、50パーセントは繰延現金報奨として支給されます。対象従業員と考えられないものの、そのインセンティブ報酬が100,000ドル以上の従業員については、2011年の年間インセンティブ報奨の少なくとも25パーセントが繰り延べられ、繰り延べられた全額が制限株式または繰延株式の形態で支給されます。対象従業員に対する繰延構造の一部として繰延現金報奨を導入すると、株式で支給される報酬額が減少する可能性があります、シティの株式は繰延報酬の重要な一部として存続します。
- 新たな規制の遵守。2009年9月、金融安定化理事会は、シティが事業を営む主要国の金融規制当局がこれまで採択してきた「健全な報酬方針に関する原則」（以下「本原則」といいます。）を採択しました。この原則においては、上級執行役員およびその行動が当社のリスク・エクスポージャーに重要な影響を持つその他従業員に付与される変動報酬の相当部分（最低50パーセント以上）が、適切な株式保持ポリシーに従って、株式または株式関連形態で付与されるべきであると規定されています。欧州連合の金融規制当局、特に英国の金融サービス機構（以下「FSA」といいます。）は、本原則のこの局面を実施する規則を採択しています。その報酬が英国および欧州連合内の他の国で規制の対象となるシティの従業員については、2011年付与の500,000ポンド／500,000ユーロ以上の年間インセンティブ報酬の60パーセント（2011年付与の500,000ポンド／500,000ユーロ未満の年間インセンティブ報酬については40パーセント）が繰り延べられ、その繰延のうち少なくとも50パーセントは当社エクイティまたはエクイティ関連形態であることが求められました。これらの従業員の大部分については、直ちに支払われるインセンティブ報酬の50パーセントは、シティの普通株式で交付され、6ヶ月の売却制限が付されました。一部の国では、年間インセンティブ報酬が500,000ポンド／500,000ユーロの閾値を下回る従業員にもこれらまたは同様の要件が適用されます。シティのその他のインセンティブ・プログラムに基づいて付与される報奨も、規制上の指針が示されるまでの間、株式形態で交付する必要がある場合があります。FSAは、英国の主要従業員利益分配制度に基づいて支払われる額の少なくとも50パーセントは株式で交付しなければならないとしています（現在は、この目的で2009年プランの他の報奨に使用可能な株式が約3.45百万株確保されています）。米国、EU、またはその他の地域では、将来の法律または規制で現金報酬に対するエクイティ・ベースの報酬の比率がさらに引き上げられることも考えられます。シティは報酬形態としてのエクイティの利用を長年支持してきましたが、現在の環境において、エクイティ報奨は、当社の報酬原則に合致し、さらに規制要件も遵守する、競争力の高い報酬体系構造の重要な要素となっています。
- 人材の獲得および確保。当社が業績回復を果たすには、才能豊かで、意欲が高く、効率的な経営陣および従業員を必要としてきましたが、それは今後の成功にも不可欠です。また、当社に在職中である、または入社する見込みのある優秀な人材が、特にエクイティの形態による、競争力のある報酬制度をフレキシブルに提供することが可能な業界内の競合会社や他の会社に奪われることは看過できません。
- 報奨制度の中断と報告利益の変動の回避。当社の報酬原則やエクイティにその多くを集中しているインセンティブ報奨制度を実践するために2009年プランの下で交付できる株式が不足する場合、事業目的の達成とは直接関係のない理由によって、シティ全体の既存の報酬制度を再構築しなければならない可能性があります。競争力を保つためには、エクイティで付与されるはずであったインセンティブ報酬の構成要素を現金またはその他の代替物にする必要が生じますが、これにより従業員の利害と株主の利害を一致させることができなくなり、またエクイティ付与の場合に可能であった利害の一致も実現できません。エクイティを現金に代えた場合には、報酬費用が増加し、エクイティまたはエクイティに連動する商品の使用を義務付ける規制の遵守を続けるに際して報告される利益の変動要因となります。この目的上、報酬に利用できる株式の用意が十分になれば、現金決済のエクイティ報奨という形態を使用せざるを得ず、（現行の会計規則では）その費用は四半期の当社の株価の変動に依存することになります。

- **業績連動型報酬の方針の履行。**当社は、株式報酬は本質的に業績連動型の報酬であると考えています。当社の標準報奨条件では、ごく一部の例外を除き、報奨の権利を確定するためにはシティでの雇用の継続が必要であると規定しています。権利確定要件に適合する加入者が最終的に実現する価値は直接株価動向に連動し、制限株式または繰延株式の場合は、権利確定期間に配当金が支払われます。しかし、適切である場合には、当社は報奨条件を設定し、測定可能な好業績を達成した際の株式発行に条件をつけるか、あるいは個人または企業レベルの業績が芳しくない場合には株式の発行前に取り消します。例えば、CEOが保有する2011年の委員会によって付与された繰延株式のリテンション報奨は、特定の明記された業績基準を達成した場合にのみ、権利が確定されます。2011年1月18日に執行役員に与えられた繰延株式による報奨には様々な業績連動権利確定基準も適用されます。2011年および2012年に付与されたCAP報奨の条件には、「クローバック」条項があり、事実上不正確に公表された財務諸表に基づいて報奨が与えられた、または加入者が事実を知らずに公表された財務諸表について不正確な情報を提供した、リスク限度額に重大な違反をした、その他の重大な非行に従事していたと後に判断された場合、権利が未確定の株式は取消の対象になります。EUの多くのCAP報奨の条件には追加的な「クローバック」条項があり、加入者の各自の職務の遂行において重大な過誤がある、または参加者の事業部門の業績が著しく低下した、またはリスク管理に重大な不履行がある場合、権利が未確定の株式は取り消されることがあります。その他に、当社は、シティグループ全体の際立った業績を条件とした株式報奨を設定しました。たとえば、上級経営陣に対して2008年に付与された業績連動型株式報奨および業績連動オプションに基づく株式発行は行われていません。2013年1月14日以前に株価目標の106.10ドルおよび178.50ドル（2011年5月の1：10の株式併合による調整済み）を達成しない限り、株式の発行数は制限され、2019年1月14日以前にこれらの価格を超える場合にのみ、オプションに関連する株式は発行されます。
- **健全な株式報酬慣行の履行。**当社の報酬原則に照らし、株式の付与は株主持分を希薄化させるもので、慎重に利用しなければならないものであるということも当社は十分に認識しています。このため、当社のエクイティ制度においては（ストック・オプションとは対照的に）「全額」報奨が重視されています。これは、株式報酬の形態では、ストック・オプションの形態で交付される場合よりも少ない株式数で、同価値を交付することができるため、エクイティ報酬による潜在的な希薄化効果は軽減されます。ストック・オプションは一定の状況ではインセンティブ付与の手段として今後も使用されますが、シティは2009年以降、年間インセンティブ報奨プロセスの一環としてストック・オプションを付与していません。

2009年プランへの変更提案を採択するには、普通株式の株主で年次総会に出席されている株主と投票を委任されている株主の株式数の過半数に相当する賛成票が必要です。

2009年プランの要旨

本第3号議案が承認された場合、株式付与のための授権株式数が40百万株増加しますが、2009年プランのその他の規定は変更されません。2009年プランの以下の条項により、当社株主の利益は引き続き保護されます。

- 独立取締役だけで構成された委員会によって運営されます。
- 付与できる株式数は確定しており、「エバーグリーン」方式によって自動的に増加することはありません。
- 権利確定期間を最低3年とする要件が、あらゆる種類の報奨（オプションおよび株式評価益権（SAR）を含みます。）を通じて付与される株式の少なくとも80パーセントに適用されます（ただし、特定の限定された場合、または報奨の付与が少なくとも1年間の業績期間に基づいて業績連動権利確定条件の適用を受ける場合を除きます）。委員会は引き続きその裁量で、主に人材の募集と確保のため、または規制要件もしくは指針に準拠するために必要もしくは適切である場合には、授権株式数の最大20パーセントまでを権利確定期間の下限の適用を受けることなく報奨として付与することができます。
- オプション付与日における適正な公正市場価値の100パーセント以上を条件とする行使価格。

- アウト・オブ・ザ・マネーであるオプションまたはSARのバイアウトの禁止を含むリプライシングの禁止。
- リロード・オプション付与の禁止（現在未行使のオプションの規定により必要なものを除きます。）。
- オプションの行使価格の支払いに使用された株式や、報奨に対する納税のために源泉徴収された株式を再度付与することが禁止されていること。
- 業績連動権利確定株式報奨の対象となる権利未確定の株式に係る配当相当額の支払いおよび累積の禁止。
- シティグループ・インクの支配権の変更によって報奨の権利確定を発生させる、またはその他の給付を受領するためには、加入者は強制的に退職しなければならないことが要件とされていること。
- 支配権変更は、定義上、発行済みの議決権付き株式の25パーセント未満の取得では発生しないことになっていること。
- 現行のNYSEの基準において「重要な変更」となるプランの変更に株主の承認を得ることが要件になっていること。

当社のエクイティ制度および付与実績についての追加の情報は、原文議決権代理行使参考書類中の「報酬の検討と分析」、「報酬に関する情報（Compensation Information）」、「株式報酬制度に関する情報（Equity Compensation Plan Information）」の内容、およびフォーム10-Kの2011年度年次報告書の財務諸表注記8をご参照ください。

「株式報酬制度に関する情報」には、SECの規定に従って、2011年12月31日時点の株式報酬制度によって発行可能な普通株式についての情報が記載されています。下表は、そのデータを更新・補足したものです。当社はこの追加情報が2009年プランの変更案について完全に理解するのに有益であると考えています。

2009年プランおよび承認が求められているその変更点について完全に理解するために、2009年プランについての概要を説明した原文議決権代理行使参考書類中の「Description of the Citigroup 2009 Stock Incentive Plan (including as proposed to be amended by proposal 3)」、「株式報酬制度に関する情報（Equity Compensation Plan Information）」、および付属書類Bとして添付され2009年プラン全文（第3号議案が承認された場合の変更点を反映した変更版）が記載された「2009 STOCK INCENTIVE PLAN」をお読みになることをお勧めします。

取締役会は、第3号議案において述べられたシティグループ・2009・ストック・インセンティブ・プランの変更案を承認することに賛成票を投じられることを推奨します。

<後略>

第4号議案：シティの2011年度役員報酬を承認する勧告的承認決議

証券取引所法規則14a-21 (a) 項により、原文議決権代理行使参考書類中の「役員報酬 (Executive Compensation)」の項で開示されているように、当社は指名された執行役員の報酬に関する勧告的決議を求めています。株主の皆様は以下の勧告的決議について投票することが求められています。

議案：「報酬の検討および分析」、報酬一覧表および議論を含めて、レギュレーションS-K第402条に基づいて開示されているシティの指名された執行役員に支払われる報酬をここに承認します。

シティは信頼できる効果的な報酬慣行を築くべく取り組んでいます。シティは、従業員の業績に基づいて公平に報酬を付与し、また競争力のある報酬体系を築くというニーズのバランスを取ることを目指す一方で、リスク管理の原則、および持続的な収益性への長期にわたる貢献に報いる業績基準が、従業員の報酬に反映されることを保証します。シティの制度は、責任ある金融を通じて株主価値を高め、最良の人材を引き付け、雇用し続けることにより競争力を強化し、個々の従業員の貢献度を認識することにより能力主義を推進し、健全なインセンティブ報酬慣行を通じてリスク管理を行うことを目的としています。

一部の事業が不振であっても、金融サービス業界の多くの部門や世界的に困難な経済環境においても有能な人材を求める世界的な競争が続く限り、シティが戦略を遂行するためにはきわめて優秀な従業員と、これらの従業員による際立った努力が必要とされてきました。役員報酬の付与に関して、当社では、原文議決権代理行使参考書類の「報酬の検討および分析」の項で述べられている内容に加えて、以下の要素を考慮に入れています。

2011年度報酬の要旨

- シティはその長期的戦略を遂行することにより、**2011年は堅調な収益性を維持しました**。シティグループの2011年度の純利益は、2010年度比4.4%増の111億ドルになりました。シティは、これで8四半期連続で利益を計上したことになり、資本市場が困難な環境にあるにもかかわらず、シティはビジネスモデルと地理的な分散により一貫した安定的な業績を全体的に上げることが可能であることを証明しました。シティは引き続き世界で最も確固とした資本基盤を持つ大手銀行の一つであり、リスク資産を管理し、削減する行動を積極的にとってきました。シティ・ホールディングスの資産は引き続き減少しており、シティグループの2011年末のバランスシートに占める割合は14%に過ぎませんでした（2012年第1四半期に実施されたシティ・ホールディングスからシティコープへのリテール・パートナー・カード事業の移管後は12%）。
- 指名された執行役員に支払われた報酬は、シティの現在の業績および成長見通しを適切に反映しています。委員会は、パンディット氏に対し、給与に加え、この4年間で初めて年次インセンティブ報酬を支払いました。これは、シティの長期戦略の実施における同氏の責任と成功に見合ったものです。
- シティの制度の**2011年度における重要な変更**。シティは2010年にTARP債務を返済したため、2011年は役員報酬体系に関するTARP関連の制限を受けていません。シティは、引き続き健全なインセンティブ報酬慣行に関する米国内外の銀行規制上の指針の適用対象となっています。2011年度の年次インセンティブ報酬体系は、委員会の判断を反映するとともに、規制上の指針に対応しています。この体系には、インセンティブ報酬とリスク・バランスの原則を整合させるというシティの取り組みとして、業績に連動した付与を特徴とする繰延現金報酬が含まれます。
- シティは**現在も即時払いの現金賞与を制限しています**。指名された各執行役員に対する2011年度の年次インセンティブ報酬の60パーセントは繰り延べられ、4年間にわたって付与されます。年次インセンティブ報酬のうちの残りの40パーセントは現金で支払われます。
- シティの繰延報酬においては**業績連動型の付与が特徴**となっています。各上級経営陣の繰延インセンティブ報酬の半分は固定額の繰延現金報酬となっており、4年間にわたって業績に連動して付与され、クローバックの対象となっています。業績連動型条項に基づき、付与期間中にシティに損失が発生した

場合、繰延現金報奨の金額は数式に基づいて減額されます。さらに、クローバックの特徴として、委員会は、リスク管理の重大な不履行など、特定の状況に応じて報奨を減額または排除することができます。委員会は、繰延現金報奨が軽率なまたは過大なリスクを取ることを奨励し、シティの損失につながることはないよう、制限する構造にしています。報奨には名目的な固定金利が付利されますが、リスクを取る行為等により価値が増大することはありません。

- **株式報奨は保有要件とヘッジング禁止ポリシーの対象となっています。**繰延報奨の半分はシティの普通株式の形態で付与されているため、本質的に業績連動型であるとともに、さらにはクローバックの対象にもなっています。委員会は、上級経営陣の年次インセンティブ報奨の一部として繰延株式報奨を付与し、上級経営陣の利害と株主およびその他のステークホルダーの利害との整合化を図っています。執行役員に対する報奨は株式保有確約を条件としており、ヘッジング戦略を制限する取引ポリシーにより、株式保有確約の目的が骨抜きにならないようにしています。

さらに、株式の権利が雇用終了後も発生するため、執行役員の雇用終了後も、その利害が株主の利害と一致し続けます。

- **特別給付はありません。**指名された執行役員は税額相当分加算の対象となっておらず、雇用または報酬に関する保証もありませんでした。特殊な雇用解除または支配権の変更に関する契約は存在しません。シティは10年前に、ほとんどの執行役員補完退職年金制度（SERP）を凍結または排除しており、指名された執行役員は新たなSERPの対象になっていません。指名された執行役員は、シティの他の高額給与従業員と同様、医療給付を受けるために低額給与従業員以上に支払いを行っています。
- **シティの役員報酬体系は、リスク・バランスの原則に整合した長期的業績の達成を奨励するよう設計されています。**シティは、シティのインセンティブ報酬方針を、健全なインセンティブ報酬の方針に関する米国内外の規制上の指針に合致させるため、また、従業員がシティを軽率なリスクにさらすことのないよう、リスクと財務成績とのバランスを向上させるため、インセンティブ報酬方針の精緻化を進めています。
 - シティは、数百名に及ぶ世界の上級経営陣（指名された執行役員を含みます）の業績評価に当たり、コンプライアンス部門、財務部門、独立リスク部門、内部監査および法務部門（統制部門）の担当者の意見を正式に統合するための業績評価プロセスを強化しました。
 - シティの重大なリスクに影響を持つ全従業員（指名された執行役員を含みます）（対象従業員）に対する繰延報酬は、クローバック、業績連動型の権利付与、シティの株価変動を通じて、権利付与期間中、リスクにさらされています。
 - シティのインセンティブ報酬の総額は業績達成のために取るリスクの量で調整されているため、従業員が軽率なリスクを取る動機は抑制されています。
- **委員会は、シティの危機後のリーダーシップ・チームを維持し、その安定性を確保するとともに、事業基盤の将来的かつ持続可能な成長に向けた戦略の執行に専念できるよう、上級執行役員を対象に2011年度に長期業績リテンション報奨制度を導入しました。**この報奨制度はその付与のための条件と業績に関する条件が厳格であり、シティの長期的な事業戦略が成功を収める場合において、価値が発生する仕組みとなっています。本制度には、業績条件の達成に当たり、軽率または過大にリスクを取らないようにするための仕組みがいくつか備わっています。
- **独立報酬コンサルタント。**2011報酬年度につき、委員会がその報酬決定の助言を得るために雇用した唯一のコンサルタントは、独立報酬委員会アドバイザー・エルエルシー（以下「ICCA」といいます。）です。ICCAは2006年度から委員会に対する助言を行っています。委員会のために課せられた職務以外、シティの業務を遂行したことはありません。

取締役会は、議決権代理行使参考書類に記載されている報酬の検討および分析、報酬一覧表ならびに関連資料に開示されているシティの執行役員報酬を承認する上記議案の勧告的承認に賛成票を投じられることを推奨します。

株主提案

シティは、株主と対話し、発行体／投資家のワーキング・グループに参加し、また株主全員の最善の利益になると考えられる場合には株主の懸念に対応する方針もしくは戦略を採用するなどして、株主が表明した懸念に対応すべく全力を尽くしています。過去数年にわたり、シティは、とりわけ、多々ある中でもクレジットカードに関する新規制、デリバティブ、リスク管理、レポ取引、監査法人の交代、および業界団体支払いに対する当社の対応などの問題に関する数名の議案提案者およびその他の関係当事者に面会してきました。当社は、株主が経営陣および取締役会とコミュニケーションを図ることを奨励しています。経営陣、取締役会、または個別の取締役とのコミュニケーションをご希望される株主は、原文議決権代理行使参考書類の17ページに記載されているとおり、ご要望をコーポレート・セクレタリー宛てにお送りください。

第5号議案

イヴリン・Y・デイビス氏（住所：郵便番号20037ワシントン・コロンビア特別区N.W.、バージニア・アベニュー2600番地、ウォーターゲート・オフィス・ビルディング215号室；326株保有の株主；職業：「ハイライツ・アンド・ローライツ」編集者）は、年次株主総会で審議されるべき議案として下記の議案を提出しました。

議案：「年次株主総会に本人が直接、または議決権代理行使書により出席するシティグループの株主は、当社がバイス・プレジデント以上の資格で雇用する者、またはコンサルタント、ロビイスト、顧問弁護士、投資銀行家もしくは取締役として雇用する者で、過去5年間に、連邦、市、州を問わず政府機関で公的地位に就いていた者、または議会委員会もしくは規制当局の職員として勤務したことのある者について、一覧表を毎年株主に提出し、かかる者が当社および／またはその子会社の事業とかかわりを持っているかについて開示するよう取締役会に請求します。ただし、当社の競争上の地位に直接影響する情報については除外することができます。」

理由：「当社は連邦および州政府機関と様々な関与があり、連邦議会および／または州政府機関および規制当局において多くの審議がこれから行われる予定であるため、こうした事項の全面開示はシティグループにおいてはきわめて重要です。」

「2009年の年次株主総会において、議決権の約9.71パーセントに当たる220,803,277株の株主が本議案に賛成票を投じました。」

「上記議案に賛成の場合、議決権代理行使書に「賛成」と表示してください。」

経営陣の意見

要約

連邦および州の規制は、シティの行動規範とともに、本議案によって提起された論点に必要な措置を講じています。本議案の採択は、シティまたはシティの株主の最善の利益ではありません。

説明

シティは、その取締役、役員、従業員および社外専門家を、各自の資格、専門能力および誠実性を基準に募集・選考しております。シティが政府機関の元職員を採用する場合、かかる採用は公職からの退任後に公務員の活動を規制する数多くの連邦法、州法および地方の適用を受けます。さらに、シティの行動規範は従業員に対して、かかる従業員がシティおよびその利害関係人の最善の利益のために行動することを阻害する虞れがある、あるいは阻害するように思われる活動、利害または関与について十分注意することを要求しています。

SECの規則はすでに、株主全員に送付されるか、株主全員が閲覧できる公式の届出書において、当社取締役と執行役員全員の過去5年間における業務活動を記載することをシティに義務付けています。個々の当社取締役の業務活動に関する概要につきましては議決権代理行使参考書類をご覧ください。また、個々の当社執行役員の業務活動に関する概要につきましてはシティのフォーム10-Kによる2011年度報告書をご覧ください。本議案に含まれている取締役と執行役員以外の対象者に関する公職履歴の開示は、特別な報告書の作成に要する費用や負担を正当化するに足る有意義な情報を提供するものではありません。

この報告書の作成は、株主に有意義な利益をもたらすことなく、資金の支出が必要となるものであり、もしくは本議案は不必要であることから、取締役会は、本第5号議案に反対票を投じられることを推奨します。

第6号議案

ミズーリ州カンザス・シティ消防士年金制度トラスト（住所：郵便番号64106ミズーリ州カンザス・シティ、イースト12番ストリート414番地シティホール12階；24,710株保有の実質株主）およびマサチューセッツ州労働者年金基金（住所：郵便番号01803マサチューセッツ州バーリントン、ニュー・イングランド・エグゼクティブ・パーク14番地200号室；11,811株保有の実質株主）は、年次株主総会で審議されるべき議案として下記の議案を提出しました。

議案：シティグループ・インク（以下「当社」といいます。）の株主は、当社が法律の制定に影響を及ぼし、公職への立候補者のために（またはこれに反対して）政治運動に参加または介入し、選挙、立法に関する事項または住民投票に関連して一般大衆またはその一部グループに影響を与えようと試みることに支払ったか、発生した金額を開示する報告書を当社が提供し、半年ごとにそれを更新することを請求します。

当該報告書は次の各号の内容を記載するものとします。(a) 政治家候補、政党、政治的委員会およびその他の政治団体のための献金または支出、および (b) 当社が直接実行した場合には内国歳入法第162条 (e) 項 (1) に基づき損金算入されない支出または献金目的で、非課税団体に対して支払った会費またはその他の支払に該当する金額。当該報告書には、個々の受領者、それぞれに支払われた金額および献金または支出の目的を特定するものとします。

株主による補足説明

本提案者は、シティグループの長期株主として、ロビー活動および政治活動に対する企業支出の透明性と説明責任を支持します。本提案者が報告を求める支出は、議会が通常必要な事業経費として損金算入することを保証しないと述べたものです。すなわち、ロビー活動、公職への立候補者に対する支持または反対を通じた政治制度への参加、ならびに選挙、立法に関する事項または住民投票に関連して一般大衆またはその一部グループに影響を与えようとする試みに関する支出です。この中には、業界団体やその他の非課税団体など、当社自体が実行した場合には損金算入されない支出のために利用した第三者への支払いも含まれます。

この開示は、公益に適い、当社とその株主の最善の利益になると考えます。最高裁判所は、シチズンズ・ユナイテッド事件の決定で、政治活動関連支出の開示の重要性を認め、次のように述べています。「開示があることによって市民や株主は企業体の発言に対して適切に対応することができる。こうした透明性があれば有権者は十分な情報に基づいて判断を下すことができ、異なる発言者や意見に対して適切な衡量をおこなうことができる。」

透明性と説明責任に整合性がなければ、当社の評判や事業がリスクにさらされ、長期的な株主の利益が脅かされる可能性があります。さらに、一般に公表されているデータには、当社のロビー活動や政治関連支

出の全体像は示されていません。従って、これらの目的で当社が業界団体に行った支出は開示されておらず、不明です。また、法律制定および政治運動、ならびに法律制定または選挙に影響する可能性のある世論に影響を与えるために活動する非課税団体に対する支払いについても同様です。

これらに関連する支出の総額は多額に上ることがあります。2010年のブルームバーグの報道によれば、医療保険会社数社は2009年から2010年にかけて、医療改革関連法の制定に対する反対運動を大々的に展開することを目的に、広告宣伝、世論調査および草の根運動の活動のために8,620万ドルを米国商工会議所に献金しました。米国連邦選挙管理委員会の元委員長は、この金額を聞いて「驚くべき額だ」と述べています。

株主は、こうした活動に関係する企業資産の使用について十分な評価ができるように開示の改善を必要としていると考えます。したがって、このきわめて重要なガバナンス改革に賛成票を投じるよう強く求めます。

経営陣の意見

要約

シティは一連のガバナンス方針を有しており、本議案は不要であると同時に、シティの株主の最善の利益に適いません。シティの「政治献金・ロビー活動に関する表明」（以下、「本表明」といいます。）は、独立的支出のためにシティの会社資金を使用することを明確に禁止しています。シティは、関係する業界・事業団体に対して、独立的支出のために（会費その他の形を問いません。）シティの資金を使用することを禁止しています。さらに、シティの取締役会は、その指名・統治・広報委員会を通じて、容認可能な政治献金のほか業界・事業団体への支払いに対する監督責任を負っています。本表明および指名・統治・広報委員会規則は、<http://www.citigroup.com/citi/corporategovernance/docs.htm>でご覧いただけます。

説明

本議案は、いわゆる「独立的支出」と言われているものに関する開示を求めています。独立的支出とは、政治家候補もしくはその政治家候補を支持する（またはその対立候補を批判する）後援会以外の組織による支出、または企業もしくは業界団体による当該組織への献金を指します。シティの取締役会は、企業の政治運動に関連する独立的支出を認める最高裁判所の決定に従って、本表明を改訂し、かかる独立的支出に会社資金を使わないという当社の長年にわたる実務慣行を改めて表明しました。当社は、すべての企業政治献金ならびにシティの政治行動委員会（PAC）による献金の一覧を、当社の株主および一般の人々に開示しています。この一覧は、透明性と説明責任を促進するために年に1度更新したうえ当社ウェブサイトに掲載しているもので、<http://www.citigroup.com/citi/corporategovernance/docs.htm>でご覧いただけます。

シティは最近、政治活動関連の支出における透明性を高めるとともに、かかる支出の監督を改善するためのいくつかの追加的対策を採択しました。第一に、全員が独立取締役から成る指名・統治・広報委員会は、政治献金を関する現行の監督責任に加え、業界団体への加入状況と支出に関する監督責任も負うように委員会規則を改訂しました。委員会は、この監督責任の一環として、シティの政治献金および業界・事業団体への加入状況と支出に関する報告書を経営陣から受け取ります。第二に、2011年にシティは、支援対象の業界／事業団体に書簡を送付して、シティの事業体とその業界団体または事業団体に提供する資金（会費など、その形態を問いません。）が「独立的支出」に使用されないことを確保するプロセスを当該団体が有していることを証明することを求めました。

さらに、シティは、連邦、州、および地方の法規制に基づく政治献金に関する開示義務を遵守しています。政治献金を行う際のシティの取り組みとその根拠は、シティの「政治献金・ロビー活動に関する表明」に明記されています。シティは共有する利益を保護し促進するため、特定の党派に与しない形で政治プロセスに関与することが顧客、株主、および従業員に対して当社が有する責任であると考えています。

連邦政府レベルでの企業政治献金は禁止されています。連邦の公職候補者、政党の委員会および政治活動委員会への政治献金は、シティのPACが行い、その資金は、会社資金からではなく、自発的に提供される従業員の個人資金から調達されています。このPACによる献金は、連邦選挙委員会への届出において報告され、当社ウェブサイトでご覧いただけます。

シティは、当然ながら多数の業界団体の会員です。シティは様々な理由で業界団体に加入しており、そのほとんどは、研修、業界におけるつながりの強化、および提案される規制に関する意見表明のコストの分担など、ロビー活動とは関係がありません。業界団体は、企業と同様、連邦の公職候補者や政党委員会に政治献金を行うことを禁止されています。したがって、シティは業界団体に対して会費を支払っていますが、シティの支払金は、連邦の公職候補者や公務員への政治献金として使用されることはなく、また、先に述べたように、シティは、業界団体に提供した資金が独立的支出として使用されることを禁止しています。

既に開示されている情報以外で本議案が求めていると思われる情報は、業界団体のロビー活動に関する情報に限られるように見受けられます。しかし、業界団体は合法的に、会員から独立して別個の団体として運営されています。業界団体は様々な案件に関して幅広い立場を取ることができ、また実際に取っているため、シティはそれらの立場すべてを支持しているわけではありません。シティは数多くの会員の中の1社にすぎないため、単独で業界団体のロビー活動をコントロールすることはしませんし、できません。したがって、ロビー活動に使われるシティの業界団体への会費の一部を開示しても、政治献金、法律制定に関する優先事項またはロビー活動に関するシティの戦略または理念に対する株主の理解が深まることにはなりません。

シティは「政治献金・ロビー活動に関する表明」を採択しており、それに従いすべての企業政治献金およびシティの政治行動委員会による献金の一覧を当社ウェブサイトに掲載しているだけでなく、シティの資金に対する監督を強化し、かかる資金が独立的支出に利用されるのを防止するために、シティの政治的活動および業界団体の支出活動に関するいくつかのガバナンス手続きを採択していることから、本議案は不要であり、したがって取締役会は本第6号議案に反対票を投じられることを推奨します。

第7号議案

役員による株式の相当部分の保持

ケネス・スタイナー氏（住所：郵便番号11021ニューヨーク州グレイト・ネック、ストーナー・アベニュー14番地2M；1,607株保有の実質株主）は、年次株主総会で審議されるべき議案として下記の議案を提出しました。

議案：株主は役員給与委員会に対して、上級役員が株式報酬制度を通じて取得した株式の相当比率を雇用終了後1年が経過するまで保持することを義務付ける方針を採択するとともに、次回年次株主総会までに、その方針に関して株主に報告することを強く求めます。

株主は、当社の役員給与委員会が、税引後正味株式の25パーセントという比率を採択することを提案します。この方針は、将来の株式報酬の付与および報奨に対して適用されるものとし、また、売却ではないものの役員にとって損失のリスクを低減させるヘッジ取引などの取引の許容性の問題も取り上げるものとなります。

本議案は、最低限として、将来的に保持の方針が適用されることを求めるものですが、可能な最大範囲で直ちに実施されることが望ましいと考えます。

上級役員が役員給与プランを通じて取得した株式の相当部分を雇用終了後も保有することを義務付けることによって、当社役員は当社の長期的な成功に向けて注力するようになります。全米産業審議会のタスク・フォースの役員給与に関する報告書は、役員に対して最低でも退職時まで保有することを義務付けることで、「長期的な株価の上昇に注力するインセンティブが一貫して強まる」と述べています。

また本議案の利点は、当社が2011年に報告したコーポレート・ガバナンスをさらに改善して、当社の潜在力をより全面的に実現するための機会に関連して検討する必要があります。

独立調査会社であるザ・コーポレート・ライブラリは、役員給与に関して当社を「重大懸念先」に格付けしました。同社は、役員給与が当社業績に十分連動していないことについて継続的な懸念を抱いていました。当社のTARPに関連する役員給与の制限は、2011年以降は適用されなくなります。

当社のリチャード・パーソンズ会長は、役員に過剰な給与を支払った実績のあるシティグループ役員給与委員会委員長を務めていたという理由で、ザ・コーポレート・ライブラリによって「問題ある取締役」に指定されました。それにもかかわらず、パーソンズ氏は依然として当社の指名委員会および役員給与委員会の委員を務めていました。パーソンズ氏に対しては2番目に多い反対票が投じられました。

反対投票が最も多かったアラン・ベルダ氏もパーソンズ氏と同じ取締役会委員会の委員を務めていました。パーソンズ氏とベルダ氏は共に14年以上在職しており、独立性に問題があります。

本議案に対して肯定的に対応するように取締役会を奨励してください。

第7号議案の「役員による株式の相当部分の保持」に賛成してください。。

経営陣の意見

要約

シティの株式保有規則（SOC）は、クローバックおよび雇用終了後の制限株式と繰延株式の繰延付与を規定するシティの報酬方針と合わせ、本議案が提起する懸念事項に措置を講じており、本議案の採択は不要との必要をなくしています。本議案の採択によって、シティは人材の採用と維持における競争で不利になると考えられます。

説明

シティは極めて厳格な株式保有規則を有しており、上級経営陣に対し、その在職中は、シティの株式プログラムに基づくインセンティブ報酬として付与された正味株式のうち、高い比率（一般に75%）の保有を義務付けています。SOCは原文議決権代理行使参考書類の9、17および58ページに記載されています。

シティは、その報酬プログラムの一環として、通常、年次賞与報酬の一部として制限株式または繰延株式を上級従業員に付与します。シティの制限株式および繰延株式報奨の権利は、通常、3年または4年の期間にかけて確定します。シティの上級役員の大半はインセンティブ報酬のかなりの部分を制限株式または繰延株式として受け取り、それらにはSOCが適用されるため、シティの上級役員の大半はシティの株式に相当の投資を行なっていることとなります。これによって、これら役員とシティの長期株主の利害が強固に一致します。

シティの執行役員にシティ離職後1年間にわたり正味税引後株式の25パーセントを保有し続けることを要求することは、本議案によって対処しようとする類の行動を防止するための報酬に関する統制はすでに整っていることから、不要です。離職後の保有期間は、執行役員が離職時に当社の株価を吊り上げるような行為をとり、かかる行為が発覚し是正される前に、当人が保有する株式を高値で売り抜けることを防止することを意図しています。提案者はシティで過去にこうした事例があったことも、情報開示プロセスに関するシティの内部統制に鑑みて今後起こり得ることを裏付ける証拠も示していません。

さらに、シティの株式プログラムは一般に、株式インセンティブ報奨が雇用終了時に剥奪されない限り、最長4年間にわたり予定通りに報奨が確定すると規定しています。したがって、提案者が仮定する不適切な行為を行い得る立場に理論上あるシティの執行役員は、現実には退職後の相当期間、当該株式の長期的なパフォーマンスに対して大きな利害関係を有することとなります。離職後、一定の期間は権利が未確定であるために人為的に高い株価で売却できない株式をまだなお保有していることから、離職直後に保有株式を売却するために短期間に株価を人為的に吊り上げることは、彼らの利益に資するものではありません。

本提案者はまた、提案する「リテンション方針」によって、制限株式および繰延株式報奨の目的を損なうヘッジ取引に対処するよう求めています。シティは、経営陣およびその他従業員によるシティ株式の取引を制限し、繰延株式報酬制度および株式保有規則によって設けられたインセンティブを損ねるのと同様な経済効果を持つ、ヘッジング取引、デリバティブ取引、またはその他取引に対象従業員が従事することを禁止する個人取引方針を採択しています。上級役員もこの方針の適用対象者に含まれています。

上級経営陣に対する報奨はさらにクローバックの適用対象であり、既に本提案者が提起した懸念に措置を講じております。原文議決権代理行使参考書類44ページの「報酬の検討と分析」で説明されているように、人事・報酬委員会は、当社の株主利益に合致した長期的に維持可能な業績を報奨する、十分に統制された業績連動型の給与プログラムを通じ、当社執行役員に報酬の機会を提供しています。当社役員報酬制度の体系には、当社のリスク管理目標を支える強固なリスク管理と補完機能が盛り込まれています。業績が著しく不正確な財務報告書に基づいていることが判明した場合、または役員がリスク制限に著しく違反した場合、インセンティブ報酬は剥奪されます。執行役員に対するクローバックは、雇用終了後に確定する報奨も含め、すべての未確定である繰延株式報奨に適用されます。詳細は、原文議決権代理行使参考書類54ページに示した「指名された執行役員の報酬に適用されるクローバック」をご参照ください。この結果、シティの執行役員が、短期的に株価をつり上げるために無責任な行動をとることへの懸念も当社の「クローバック」によって対処されています。

当社は、本議案によって提起される懸念に対処する、厳格な株式保有規則、「クローバック」の形での報酬統制、ならびに制限株式および繰延株式の複数年間にわたる権利確定期間を備えていることから、取締役会は本第7号議案に反対票を投じられることを推奨します。

第8号議案

ニューヨーク市監督庁、ニューヨーク市年金基金のカストディアン／受託者（住所：郵便番号10007 ニューヨーク州ニューヨーク市センター・ストリート1、629号室；当社の普通株式70,723,833株保有の実質株主）は、年次総会で審議されるべき議案として下記の議案を提出しました。

議案：株主は、シティグループ・インク（以下「当社」といいます。）の取締役会が、住宅ローンの条件変更、抵当権実行、および証券化に関する当社内部統制について、監査委員会に独立した調査を実施させ、妥当な費用で、独自の占有情報を除外して、2012年9月30日までにその調査結果および改善勧告を株主に報告することを要求します。

報告書においては、（a）当社の（i）適用法令の遵守状況、および（ii）自社方針および手続きの遵守状況、ならびに（b）他の代替案が当社の長期的利益により資する場合でも、差し押さえを実行することで得られうる報奨金に対する方針および手続きについて評価するものとします。

補足説明

書類の不足や不備、および不正行為の疑いを含め、大手銀行における住宅ローンの証券化、債権回収、および抵当権実行に関する慣行における規則違反の蔓延は、住宅所有者に損害を与え、当社も当局の大規模な調査対象となりました。

ブルームバーグ（2011年9月16日）は、2007年以降「住宅ローン契約の瑕疵および抵当権実行の濫用は、国内5大住宅ローン貸付機関合計で少なくとも657億ドルのコスト」となっており、「新たな損害賠償請求は業界全体でこの2倍に達する可能性がある」と指摘しています。

専門家は、道理に反する報奨金が問題の根本にあると議会で証言しています。こうした報奨金が債権回収業者に求められる住宅ローン投資家の利益に適った行動を妨げているため、（a）不正かつ不必要な抵当権の実行、および（b）表明・保証条項違反による投資家からの住宅ローン買戻し費用の増大につながっています。

2011年4月に完了した関係政府機関による、当社を含む住宅ローン債権回収業者最大手14社に対する調査の結果、抵当権実行プロセスは著しく脆弱であり、「住宅ローン市場の機能に悪影響を及ぼし」、「住宅ローン活動の安全性と健全性を大きなリスク」にさらしていることが判明しました。

連邦規制当局は、具体的に当社の住宅ローン債権回収および「抵当権実行手続きの開始と取り扱い」に「不備および安全ではない、または健全ではない慣行を特定」しました。

ただし、FDICの声明によれば、関係政府機関の調査は「性格上、抵当権実行の慣行と手続きの管理に限定され、融資条件変更または他の損失軽減努力の全面的な検討ではなかった」とされています。

50州近くの州検事総長が、不適切な抵当権実行に対処するために大手銀行との間で250億ドルの和解金を交渉中と報道されていますが、詳細な調査はほとんど実行されていないとも報じられています。

ドッド・フランク金融改革法は、消費者金融保護局（CFPB）に不正な行為・慣行および不当または不正な行為・慣行を規制する権限を与えています。これは銀行規制を拡張したもので、当社にとって、新たな住宅ローン関連のコンプライアンス・リスクとなっています。

これらは、当社の2011年年次総会において、住宅ローンおよび抵当権実行の慣行に対し、独立した調査を求める、ほぼ同様の提案に株主の29.2%が賛成した理由に含まれています。

住宅ローンを巡る不正が大量に発覚してから1年後の2011年9月に、CFPB長官代理は、「道理に反し、広範な」住宅ローン問題をもたらした報奨金は、未だに解決されていないと述べました。

当社の住宅ローン関連業務のコンプライアンス統制が強固であることを株主に保証するために、独立した立場からの調査が必要と考えます。

経営陣の意見

要約

シティは、全員が独立した取締役で構成される取締役会の監査委員会が、ローンの条件変更、抵当権実行、および証券化に関する検討を含め、シティの内部統制に関するリスク・ベースの独立した検討を、シティの独立した内部監査機能からすでに受けており、今後も継続して受けることから、本議案は不要であると考えます。その上、連邦銀行規制機関が、シティおよびその他の主要金融機関の住宅ローン債権回収ポートフォリオにおける個人の借り手に関し、特定の住宅ローン抵当権実行についての独立した検討を義務付けています。シティの上級執行役員は、本件について話し合うため、提案者との会合を申し出ましたが、提案者は拒否しました。

説明

シティの内部監査機能は、シティの主任監査役によって統括され、独立性を保証するため、上級経営陣の構成員にではなく、直接監査委員会に報告します。内部監査は、ローンの条件変更、抵当権実行、および証券化に関するシティの内部統制についてリスク・ベースの監査を行ってきており、今後も継続して行います。シティの内部監査チームは、当社の抵当権実行宣誓供述書作成および抵当権実行・住宅ローン証券化両方の文書化プロセスを含め、当社の住宅ローン債権回収業務の内部統制およびプロセスに関する包括的検査と検証を開始しました。これら監査の結果は監査委員会に報告されており、今後も継続して報告されます。これら検討が適切に実行されるよう、シティは広範な資源を利用しているため、第三者による検討は、シティの資源と人材を不必要に利用することになると考えられます。さらに、シティは他の大手銀行と同様、銀行監督機関との合意に基づき、2009年1月1日から2010年12月31日までの期間に抵当権が実行された住宅ローンに対し、独立した第三者専門家による検討を実行しています。この検討は、契約、連邦および州が求める条件の遵守状況について判断するものです。この検討は、提案者の新たな独立した検討の要求が、重複的で不必要であることを裏付けています。内部監査によって最近完了した住宅ローン債権回収プロセスと手続きの広範な検討と、当局が義務づける独立した検討は、提案者が提起した懸念に十分な措置を講じています。

最後に重要なことですが、シティは当社株主および一般に、ローンの条件変更、抵当権実行、および証券化に関する広範囲な情報を提供しています。「消費者ローン条件変更プログラム」については、シティのフォーム10-Kによる2011年度年次報告書の86～87ページおよびシティの第3四半期フォーム10-Qの61～64ページに記載されています。「抵当貸付の表明および保証」に関する情報は、シティのフォーム10-Kによる2011年度年次報告書の88～90ページおよびシティの第3四半期フォーム10-Qの64～67ページに記載されています。抵当貸付の証券化に関する開示は、シティのフォーム10-Kによる2011年度年次報告書の91ページおよびシティの第3四半期フォーム10-Qの68～69ページに記載されています。これらの論点に関する情報は、当社の最新の決算発表にも記載されています。

シティは百万人以上の住宅所有者の抵当権実行回避に協力してきました。シティは、財政的困難に直面した借り手の方々を援助する様々な変更プログラムを策定しています。これらのプログラムには、当初の貸出条件変更、金利引き下げ、残存貸出期間の延長、および／または貸出残高の減額等が含まれています。

シティは、独立した監査機能が実施する検討と規制当局が義務づけた検討を通じ、監査委員会に内部統制について独立した検討を行うことを求める本議案の要求をすでに果たしております。したがって、本議案は重複し、当社の時間と資源を不必要に使うものです。したがって取締役会は本第8号議案に反対票を投じられるよう推奨します。

今後の株主提案の提出

SEC規則14a-8に基づき、次回の年次株主総会において議案を付議する予定されており、かつ当該議案が当該総会向けの議決権代理行使参考書類に記載されることを望まれる株主は、議案を書面にて、原文議決権代理行使参考書類の表紙に記載されている住所のシティのコーポレート・セクレタリー宛てに提出しなければなりません。当該議案は2012年11月8日必着となります。議案と提案者は規則14a-8項の該当する要件をすべて満たさなければなりません。

次回年次総会における取締役選任に向けた株主からの候補者および次回年次総会において付議されるべき株主提案で、規則14a-8項に基づいてシティの議決権代理行使参考書類への記載のために提出されていないものに関しては、シティの付属定款に従い、株主提案者はシティに対して書面で候補者および議案を通知しなければなりません。通知は、シティの付属定款の該当規定すべてに準拠し、シティのコーポレート・セクレタリー宛てに2012年12月18日から2013年1月17日までの間に送達されなければなりません。シティの付属定款の写しは、原文議決権代理行使参考書類の表紙に記載されている住所の当社のコーポレート・セクレタリーに書面で申し込むことによって入手できます。